

てまた税制のあり方ということについては、どうも根本的に考えてみる事項が多い。というのは、いわゆる高度成長時代のように税収の確保が比較的容易に、また自然増収が相当期待できるというようなことはなかなかもう期待できなくなる。むしろ減税ではなくて増税ということを相当考えなければならぬ事態ではなかろうかということは、中期税制のあり方を審議している途中、どうも大方の委員がそういうことについて理解を深めてまいったというようなこともございまして、五十二年度の税制改正についての審議については、そういうことが一つは背景になつたかと思うのであります。

そこで内容でございますが、そういうような次第でござりまするので、大幅な税制の改正というわけには五十二年度はまいらないだろうとそういうことは一つの前提的な気分であったわけでございますが、しかし、景気の状況というようなことを考えてみると、どうしてもここで景気を一段と浮揚する必要があるということから、大幅減税といふようなことがもうすでに巷間言われておりますし、政党の方面でもそういう御主張もあらわれておるということでござりまするから、まずそういうことが大きな議題になつたことは申すまでもございません。

そこで、これは所得税を中心とする減税の問題になるわけでござりまするけれども、この所得税につきましては大幅減税、俗にいう

と言つたのでは失礼でござりますかもしませんが、一兆円の減税とということは考えたらどうか、こういう御意見、あるいはどうもこういう財

政の状況だから、物価は上がっているけれども、やはり国民ないし納税者にはまたことしもがまんを願わなくちやならないのではなかろうか、こうい

う御意見と、分けてみますればそういうような三通りの意見がございました。いろいろ審議をいた

しました結果、どうも大幅減税というわけにもま

られないから、せめて最小限度必要な物価調整減

税というようなことに所得税を考えたらどうか。

したがつて、また、それに関連しての住民税とい

うことを考えたらどうかということになつたのが

一点であります。

もう一つは、租税特別措置の整理合理化の問題

でございます。これは一昨年の税制調査会です

ぶんいろいろと考え方、項目等を整理いたしまし

た結果、ある程度の整理合理化を進めるとい

うことでござります。その中心になりましたもの

は利子配当課税の適正化でござりますけれど

も、そのほか、交際費課税の強化等を内容といた

わけでござります。

それから、新しく増税をお願いするというもの

については、法人税あるいは所得税にはこの際触

れられないけれども、景気対策であるとか中期税

制のあり方等と余り関連がなしに考えられるもの

といたしまして、印紙税と登録免許税につい

ては、背後にある負担力のことを考えて、若干の引

き上げを図つたらどうかというふうなことが主と

して答申の内容になつております。

なお、これは昨年あるいは一昨年に引き続きで

ございますが、社会保険診療についての特例措置

につきましては正方ということをさらに重ねて

答申をいたしたわけでございます。

以上のようなことが五十二年度の税制に関する

税制調査会の答申でござりますが、承るところに

よりますと、国会におかれましては、各党御相談

の上、所得税の減税についてさらに三千億とい

う程度のことは考えたらどう

か、こういう御意見、あるいはどうもこういう財

政の状況だから、物価は上がっているけれども、

やはり国民ないし納税者にはまたことしもがまん

を願わなくちやならないのではなかろうか、こうい

う御意見と、分けてみますればそういうような三

通りの意見がございました。いろいろ審議をいた

ぎりだらうというようなことを考えておつたこと

を申し添えておきます。

なお、今後、五十二年度に入りますと、再び中

期税制のあり方について検討を進めなければなら

ぬと思いますが、国会方面でのこの所得税の減税

についてでは、今後の中期税制のあり方に

ついてでければ支障のないよう、一年限りのこ

とにしていただきたい方がよろしいんではなかろう

か——そういうように承つておりますが、その方

が調査会いたしましたの審議の関係においても

好都合かと存じております。

簡単でございますが、以上をもつて私の冒頭の

陳述は終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。(拍手)

それから、新しく増税をお願いするというもの

については、法人税あるいは所得税にはこの際触

れられないけれども、景気対策であるとか中期税

制のあり方等と余り関連がなしに考えられるもの

といたしまして、印紙税と登録免許税につい

ては、背後にある負担力のことを考えて、若干の引

き上げを図つたらどうかというふうなことが主と

して答申の内容になつております。

なお、これは昨年あるいは一昨年に引き続きで

ございますが、社会保険診療についての特例措置

につきましては正方ということをさらに重ねて

答申をいたしたわけでございます。

以上のようなことが五十二年度の税制に関する

税制調査会の答申でござりますが、承るところに

よりますと、国会におかれましては、各党御相談

の上、所得税の減税についてさらに三千億とい

う程度のことは考えたらどう

か、こういう御意見、あるいはどうもこういう財

政の状況だから、物価は上がっているけれども、

やはり国民ないし納税者にはまたことしもがまん

を願わなくちやならないのではなかろうか、こうい

う御意見と、分けてみますればそういうような三

通りの意見がございました。いろいろ審議をいた

ぎりだらうというようなことを考えておつたこと

を答歌」がありますけれども、あれはどうもびしょ

びしょした感じで、ただあめけないというだけ

なんですね。大体、あれよりもっと先の中国の

詩経になりますと、「伐檀」というようなあい

う有名な詩の中には、租税に対する、要するに貢

ぎ物でござりますね、これに対する恨みというものが非常に強くあらわれている。どうも日本の作

品はそういうものがない。源氏物語には、もちろん恋愛観はありますけれども、税金のことは余り出てこない。徒然草にもありませんし、枕草子にもない。ところが、ヨーロッパが近代国家になつてしまりますと、たとえば、皆さん大抵若い

ときにお読みになつたろうと思うのですけれども、デイケンズの小説や何かには、一体税金はどこへ使われているのだと、あるいはおざなりな社会

福祉施設なんというのとは、これは一体どうじやとした同志社大学の大島正でござります。

本日、参考人として、今度の所得税法の一部改正について何か意見述べる、こういうことでございましたが、私は専門が文学でございます。税法のことなんかは、素人としては素人なりの理解がござりますけれども専門家ではありませんので、そういうことは避けたいと思ひます。

委員長、十五分ぐらいよろしいですか。

○山下(元)委員長代理 そうですね。

○大島参考人 いまから半まではいいですね。(笑)ちょっと皆さんに笑つていただかないといふふうですから……。

どうも素人ですから……。

新聞社で勝手に言つておられるのですけれども、いわゆるサラリーマン税金訴訟というふうに言つておられますと、国会におかれましては、各党御相談

の上、所得税の減税についてさらに三千億とい

う程度のことは考えたらどうか、というふうな御意見でございませんし、特に私

からコメントといいますか所見を申し上げる筋でござります。

が、税制調査会として、そのことについて特にそ

の後、会を開いたわけでございませんし、特に私

からおられるところが、どこの国の小説あるいは詩、そういう

ものを見ましても、かなり古い時代から苛斂誅求

というようなものに対する激しい怒りがあるので

すけれども、どういうわけか、わが国の文学作品

には非常に乏しいのであります。たとえば、一番

古いところでは万葉集のあの山上憶良の「貧窮問

答歌」がありますけれども、あれはどうもびしょ

びしょした感じで、ただあめけないというだけ

なんですね。大体、あれよりもっと先の中国の

詩経になりますと、「伐檀」というようなあい

う有名な詩の中には、租税に対する、要するに貢

ぎ物でござりますね、これに対する恨みというものが非常に多いわけ

です。これは後でまた質問されたら話す機会がある

と思いますけれども、そういうことが非常に多い

ので、一体租税というののは何かということを一遍

抜本的に考えてみる必要がある。民主主義の先進

国型の一番権威というものはやはり最高裁の判例であるだろう、これが私がやるものについてどうあらわれてくるか、ただ主文が問題ではなくて判決理由の方はこれは問題なんだからひとつやろうとしているので、私は法律の専門家一、三人と語らつてやつた、こういうことでございます。

世間は、新聞記者はいろいろ物を知っている人もあるし、知らぬ人もいるわけですが、私のことをドン・キホーテなんということを言つておりますけれども、私はドン・キホーテではございません。ドン・キホーテといふものの非常なこつけいさといふのは、自分が正義漢だと思つてやつたことが思わず他人に迷惑を与えてしまつた、まだ私は他人に、国民に迷惑を与えていないと思いますので、私はドン・キホーテではないのであります。大体これはドン・キホーテのような顔をしておりません。みんな私のことをドン・チャミ・パンサというふうに呼んだりするわけでございます。

その訴状の中には、必要経費という項目、それと捕捉率それから特別措置というのを三つ、三本立てにしたわけであります、これに対しては、これははしょって申しますけれども、大体あの膨大な判決を読んでいただいたらわかるのですけれども、ほんと裁判所は認めております。ただ憲法判断だけ避けた、これが結果であつたわけで、まだに大阪の高裁でそのままつと続けておるわけでございます。

そこで非常に感じますのは、税金が公平であるか不公平であるかと、その訴訟をずっとやつしているうちに感じましたことは、まず公平、不公平というのは垂直的に見る場合の——これは庶民感覚で申す場合でございますよ、垂直的に見る場合、たとえば特別措置とか、たとえば医師のあいう優遇措置とか、そういうようなもの、あるいは大企業に対する優遇措置、これが庶民の中にはね返つてくるんだという、こういう感覺。それからもう一つは水平的に見た場合に、事業所得者とあるいは農民とかいう者と比べますと、給与所得者というのはブルーカラーとホワイ

トカラーヒーとを問わずに、やはり非常に不公平な措置を受けている、こういうふうに感ずるのは、これは実感としてあるわけでございます。証人としてこの捕捉率のところは三国町だとかあるいは和歌山県の印南町の住民たちですね、これは給与所得者を中心としたものでございますが、そういうのを挙げても、小さい町では如実にこれがはつきりとあらわれてきておる、こういうふうな水平思考と垂直思考両方からくる不公平感覚というものはなかなかぬぐい切れない。ですから、所得税法の一部を、たとえば扶養控除を三万円上げても、それによつて日本の給与所得者の不公平感覚というものはそうぬぐい切れるものではない。特に最近のようにあのロッキード事件だとああいうようなものが表面化して、日本の大蔵官僚というのはどうも黒幕だとか政治家には非常に弱いんだな、これを如実に感じますと、やはりどうしても承知できなくなる、こういうようのが実際の感覚ではないかと思うのです。

一口に申しますと、この給与所得者には給与所得控除というものがござりますけれども、これが一体どういう性格を持つものか、私の裁判を通じましてもこれは国側の方で明快な回答をしておりません。そして、しかも私が訴訟を起こしてから以後、いろいろなふうに、その給与所得控除に対する考え方というものは二転、三転するというようなるうねいぶりであった、これはいいかげんにやられているのだ、こういうふうに私は思うであります。

もう一つは源泉徴収でございますが、これは、源泉徴収のところは私どもの訴訟の中には入れませんでした。月ヶ瀬事件といふもので一応最高裁の判決があるということで、これを総評の方で統けてやつておられるものですから、わざとこれは省いたわけでございますけれども、この源泉徴収というようなものは、要するに庶民の税痛というような感覺を麻痺させる、税痛を麻痺させるということは非常にオーバーな言い方をしますと政治の腐敗を非常に早く招くんだ、こういうふうに

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト</div

その第一点は、低成長のもとでの経済運営をおいて、税体系はこれまで以上に景気調整機能を持たねばならないだろうという点でございます。

その第二番目は、長期税制の確立に当たつて必要なと考えられる増税のための税源をどのように求めべきかという問題であります。

そして、その第三目は、低成長経済のもとでも所得税の減税のあり方、言いかえますと、これらも予想される税の自然増収をいかに配分していくかという問題であります。

以上、減税論をめぐる三つの問題点は一兆円減税の決着がどのようにつくにいたしましても、今後長期税制の方向づけに深く関連を持つと思われるだけに、十分な論議を尽くしておく必要があるそこで、私もこの三点に問題をしぼりながら見解を述べさせていただきたいと思います。

先ほども大島先生からお話を出ておりましたが、私も先日「納税者」といたしまして確定申告をしてまいりました。私の場合主な所得源泉は給与

でありますけれども、ほかに原稿料あるいは講演料等の雑収入が若干ありますので、毎年確定申告をしております。そして、ことしの場合でございま

ますが、申告書の記載を終えまして出てまいりました税額を見て、昨年に比べまして大幅な増額になつていることに驚いてしまつたわけでござります。金額ではちよつと申しにくいところがござりますので、伸び率で説明させていただきますが、所得金額でございますが、五十年分を一〇〇といつてしまして私の場合五十年分は一二九でございました。二九%の伸び。少し書き過ぎたのではないかというふうに思つておりますが、ところが税額の方でございますが、五十年分を一〇〇といつてしまして実に五十年分は一七一まで伸びております。もちろん所得税構造の累進性を考えますと、この計算結果については何ら問題はないと思ひます。しかし、一納税者といたしましては、やはりこの税額の大団な増加というのは非常に大きな負担であります。しかもこの所得の伸びの中には少な

くとも八ないし九%の物価上昇分が含まれているわけでありますから、これに対応する税額の増加は一層われわれの負担感を大きくしているわけでございます。

それで、財政学者としての立場を離れて、一納税者としての立場から率直に申しますと、税体系に景気調整機能を持たせる問題や、今後の増税の財源問題を議論する前に、とりあえず物価上昇に基づく実質的な税負担の増加分については調整してほしいというのが率直な気持ちでございます。すなわち、物価調整減税は経済情勢のいかんにかかわらず実施すべきではないかというふうに考えております。初めに指摘いたしました三つの問題に関連して言いますと、これは低成長のもとでの税の自然増収の配分のあり方の問題と関連するわけでございます。

税の自然増収分のうち、どれだけを減税に振り向けるべきかというルールにつきましては、いろいろな基準が想定されます。たとえば、全体の租税負担率をできるだけ一定の水準に維持することに努め、租税負担率の引き上げに当たつては、税制改正を通じて明確に納税者の納得を得た上で行なうといふルールがひとつ考えられるわけでござります。この場合には、自然増収のうち租税負担率を引き上げる分だけ減税に振り向けるということになるかと思います。

いま一つの減税方法といたしましては、物価上昇による増税分を減税するというルールであります。そこから所得税の税収弹性値に基づいて、私なりに五十年及び五十二年の減税額を計算しました。私の計算結果では、現行の所得税制の税収弹性値は一・七〇でございます。いま五十年の予想物価上昇率を九%、五十二年の物価上昇率を八%といったしますと、先ほどの税収弹性値を用いて計算いたしますと、物価上昇による所得税の増收分を減税財源に充てていくといつたような方向であります。

収分というのは約七千億になります。この減税額は先ほどのルールで申しますと、この七千億を減税に振り向けるということになるわけでございます。

それで、これまでの議論の中では見かけない数字でございますが、減税ルールを確立するという問題を考えた場合、一つの根拠を持つものというふうに考えまして、ここで提案したいわけでございます。したがつて、先般与野党の間で取り決めのありました三千億の上積みに対しても五百億を上積みするということがここから求められるわけでございます。

次に、減税財源が問題になるわけでございますが、これを考えていくに当たりましては、景気調査連絡で言いますと、これは低成長のもとでの税の自然増収の配分のあり方の問題と関連するわけでございます。

税の自然増収分のうち、どれだけを減税に振り向けるべきかというルールにつきましては、いろいろな基準が想定されます。たとえば、全体の租税負担率をできるだけ一定の水準に維持することに努め、租税負担率の引き上げに当たつては、税制改正を通じて明確に納税者の納得を得た上で行なうといふルールがひとつ考えられるわけでござります。この場合には、自然増収のうち租税負担率を引き上げる分だけ減税に振り向けるということになるかと思います。

いま一つの減税方法といたしましては、物価上昇による増税分を減税するというルールであります。そこから所得税の税収弹性値に基づいて、私なりに五十年及び五十二年の減税額を計算しました。私の計算結果では、現行の所得税制の税収弹性値は一・七〇でございます。いま五十年の予想物価上昇率を九%、五十二年の物価上昇率を八%といったしますと、先ほどの税収弹性値を用いて計算いたしますと、物価上昇による所得税の増收分を減税財源に充てていくといつたような方向であります。

景気対策の観点から申しますと、すべての減税財源を借り入れによるということが有効的であると考えられます。私は、ここでは所得税及び企業課税を含めまして、現行の税制が持つておりますが、さまざまな不公平要因ができるだけ排除し、調整し、そして長期税制確立のための条件づくりを行ながら、それに伴つて出てまいります税の増收分を減税財源に充てていくといつたような方向づけを提案したいわけでございます。

所得税減税が景気刺激策としての効果を十分に發揮するためには、減税財源と同時に減税の実施方法と減税の実施時期とが重要な意味を持つてくるように思います。

まず実施方法につきましては、所得控除方式とあるいは税額控除方式、この中には戻し税方式に言えます。ただ、税額控除方式の場合は、徴税費に当たる減税実施費用が相当高くつくという問題があるわけでございますが、たとえば五十年分の税額とそれから今後の税源問題とに密接に関連しております。すなわち、税源の確保の方法によりましては、減税が持つております景気調整効果が完全に相殺されてしまうといふことを考へられるわけでございますし、また、財源確保の方法は、長期税制の確立のために必要な増税をどのように求めしていくかという問題に大きな影響を与えるものと考へられるからであります。

とりわけ所得税減税と企業課税強化との結びつきにつきましては、慎重な検討が必要であるといふふうに思えます。それは企業課税の経済効果、特に企業の投資効果に対する抑制効果は大きいと考へられるからであります。したがつて、一方で所得税減税を行なうながら、その税源を企業課税強化によって埋め合わせていくといつたしますと、場合によつては消費需要が伸びても投資需要の回復がさらにおくれるという景気対策上の問題を残すおそれもあるわけであります。

以上、最初に説明いたしました三つの問題についての意見を述べさせていただきましたが、後の質問のところでもこれについて補足させていただきたいと思いますが、とりあえず、以上報告を終わらせていただきます。(拍手)

○小寺参考人 同盟の小寺でございます。

私は、私の組織の労働者の立場から、税制改正

につきまして三つの主たる角度から御意見を申し上げまして、御検討をいただきたい、こういうふうに思っております。

[山下(元)委員長代理退席、委員長着席]
まず第一点は、勤労者の負担軽減という問題であります。

勤労者の私制を軽くするということになりますと、最初に税制調査会の会長が申されました委員の圧倒的多数と変わる意見、こういうことになるわけですが、私どもも、もちろん現在の經濟の状況あるいは財政の状況は一応承知いたしておりますし、さらに赤字国債で問題になつてます本年度三十兆、あるいは五十五年に五十兆が見込まれる、こういったことから増税が避け得ないのではないかという議論が多いことも承知をいたしております。しかしながら、そういう議論も、國の財政ということではありますから大いに御注意をいただきたいというふうに思うわけであります。

のよう、経済低迷によりまして最近賃金上昇はぐつと抑制されておりますし、他方インフレも、一けたすればそれというところにまでは抑えられておりますけれども、依然として高い状況であります。それに加えまして増税ということになりますと、悪条件のはさみ打ちということになつてくるわけでありまして、税の納入割合でお考えいただきますと御承知のとおり、勤労者の納税割合といふのは他に比較しまして圧倒的に現在は高くなつておりますし、トーゴーサンとかクロヨン以上の乖離をいま見せております。したがいまして、勤労者としてはじみちにまじめに納税をしておるわけですが、それに加えまして、先ほど申しましたような悪条件が絡んでおります。そこで、私ども自身も実質賃金の向上に見合つて税負担がどうあるべきかという議論になりますと、この議論を避けることはできないというふうには思いますが、少なくとも実質賃金を引き

下げるという方向で増税が行われるということになりますと、労働者の生活自身が、現在でも先ほど申しました状況でありますから、これから先一層深刻化してまいりうることを懸念いたさざを得ないわけであります。そこで、少なくとも適正な税ということを考えていただく場合には、インフレ抑制の問題、それから賃金政策の問題、これらを勘案して総合的に整合していただくことが必要なのではなかろうかというふうに思いました。

しかしながら、そうしたことはかなり慎重な議論が必要でございますし、時間もかなり必要かと思ひますので、当面の問題としましては、二つの角度からこの第一の問題についての検討を煩わしいといふのが私の考え方であります。

第一は、現在ございますところの各種控除を適正な額に引き上げていただきまして、現在所得控除方式になつておりますのを税額控除方式に切りかえていただく、こういうことが一つ必要ではなかろうか。それから第二番目に、給与所得控除率を引き上げていただく。これも重要な問題だと思ひます。ただし、この場合には、その反面で上限額の復活というものを考えていただいて、その点は結構ではなかろうか、こういう考え方であります。税額控除方式に切りかえることが妥当ではなかろうかという目的の主たるところは、この控除方式によりましても累進性は高めていくといふところに主たる目的を置いておりますので、その点は一言だけ申し上げておきます。

それから次に、第二の觀点でございますが、これは先ほどから兩先生からいろいろ御指摘されております不公正税制の是正という問題でありますて、私どもは特に納入割合についての改善措置を何とか進めしていく方法はないものかということをまず考えていただく必要があらうと思ひます。それに統計として、やはり等しからざるを憂えるためには必要でございますので、そうした觀点から、第一番に、現在ありますところの各種の特別

措置を全面的に見直していくべき必要があるのことは申し上げませんが、全面的に見直していくたまではなかろうかというふうに思っております。たまでも公正化に努力をしていただきたい。それから第二番目に、それとも若干関係がござりますけれども、企業課税を適正化していく必要があるのものがとりあえず特に速やかに検討されていい性質のものではなかろうか。さらに後者の立場から考えますと、貸倒引当金の問題がございますし、交際費の課税強化の問題もあらうかと思います。そこえた点を公正化という立場からぜひ御検討を煩わしたい、こういうふうに思う次第であります。

第三の観点であります、これは私どもは福祉税制の推進というよう呼んでおります。財政の減収額が苦しくなつてまいりますし、それによりまして税負担という問題の増加傾向ということを考えまいりますと、どうしても重点配分といいうことが大切でありますし、重点配分の方法としまして目的税的な分野としての福祉税制の推進ということがもつと大胆にされていいのではなかろうかというのがこの第三の問題でござります。

たとえて言いますと、障害者の控除の引き上げの問題がありますし、老年者につきますと老年者の控除とか老年者の扶養控除という問題もござります。それから、たとえば勤労学生控除というのがいまございますが、年齢としてはその時代に並んでいますところの勤労未成年者の問題がござります。そうした勤労未成年者の控除あるいは教育費の控除の新設、こういった点も問題点ではなからうかというふうに考えておるわけであります。それからさらに第一の分野としまして、福祉税制の推進では年金課税の問題とか退職金課税の問題がございます。私どもは、年金につきましてはむしろ非課税措置を考えていたいともいいのではありませんかが、こういうふうに思つておるところであ

りますが、なかなか税制の支人筋からの問題が提出されまして混乱しておるわけがありますが、その場合でも少なくとも年金所得者が実質的に税金を負担をしなければいかないというふうなことがちつとしましても、年金についての控除額を大きく引き上げてもらう、そういう必要があるんではなかろうかというふうに思いますし、退職金課税につきましても現行よりなお再検討して引き上げていく余地があるのではなかろうかというふうなことを考えておるところであります。

以上申しました三つの観点から、実は私どもは税制改正を要望をしておりますので、以上申し上げまして私の意見を述べさせていただいたわけであります。(拍手)

○小淵委員長 次に、北野参考人にお願いいたします。

○北野参考人 日本大学の北野であります。

私は、本委員会におきましてもしばしば意見を述べておりますので、きょう申し上げますことも特徴に新しいことではなくて、かねてから主張していますことを重ねて申し上げるというふうになると思います。ただいま大島さんの裁判の話出まして、私も大島訴訟の法律家側の鑑定証人の一人として御協力申し上げておりますのですけれども、大島先生がおつしやいましたことは私の意見でもありますので繰り返さないでおきたいと思いますが、その点、最初に申し上げておきたいと思います。

今回の税制改正案におきまして、人的控除の引き上げでありますとか租税特別措置の整理合理化が予定されております。この点につきましては、私としては特に異論がございません。

ただ、この機会に一兆円減税の問題につきまして簡単に所見を述べておきたいと思います。

私は法律学の専攻でありますので、法律上の観点から申し上げたい、こういうふうに考えており

○北野参考人 日本大学の北野であります。
私、本委員会におきましてもしばしば意見を述べておりますので、きょう申し上げますことも特に新しいことではなくて、かねてから主張していますことを重ねて申し上げるというふうになると 思います。ただいま大島さんの裁判の話出まして、私も大島訴訟の法律家側の鑑定証人の一人として御協力申し上げておりますのですけれども、大島先生がおつしやいましたことは私の意見でもありますので繰り返さないでおきたいと思いますが、その点、最初に申し上げておきたいと思いま

○小糸委員長 次に、北野参考人にお願いいたしました。

ます。

景気刺激策としまして減税がよいかとかあるいは公共投資がよいかということが論議されておりますけれども、私としましては、景気刺激策の問題とは切り離しまして減税問題を論議すべきでありますし、また論議することができるのだ、こう

いうふうに考えております。と申しますのは、税制の社会的な不公正というものがインフレによつて拡大されるのであります。そしてそのような税制の社会的な不公正自体が、実はインフレをさらに助長するという、そういう関係がございます。このように考えていきますと、インフレによつて拡大される税制の社会的不公正を、低所得層を中心とする一兆円減税を行うことによって少しでも是正するということが必要になつてきます。現下のインフレにおきましては、一兆円程度の減税は景気刺激策の問題とは別に行われなければならぬということになつてきます。

この財源としまして、現行税制の社会的な不公正を少しでも是正すれば足りるわけであります。すなわち不合理な租税特別措置を整理したり、あくまで是正すれば足りるわけであります。現下のインフレにおきましては、一兆円程度の減税は景気刺激策の問題とは別に行われなければならぬということになつてきます。

この財源としまして、現行税制の社会的な不公正を少しでも是正すれば足りるわけであります。すなわち不合理な租税特別措置を整理したり、あくまで是正すれば足りるわけであります。現下のインフレにおきましては、一兆円程度の減税は景気刺激策の問題とは別に行われなければならぬということになつてきます。

この財源としまして、現行税制の社会的な不公正を少しでも是正すれば足りるわけであります。すなわち不合理な租税特別措置を整理したり、あくまで是正すれば足りるわけであります。現下のインフレにおきましては、一兆円程度の減税は景気刺激策の問題とは別に行われなければならぬということになつてきます。

きであると考えております。東京都が提唱しておりますような固定資産税の不均一課税という考え方では、こういった観点からも十分に評価できるのではないか、このように考えております。
一兆円減税の方法でありますけれども、所得控除の方法ではなくして、一定の所得階層の者につきまして税額控除の方法によって行うべきであると考えます。かねてから現代資本主義のもとでの恒常的なインフレに対処するために、私としましては通常の人的控除の引き上げや税率の緩和等とは別に、恒常的な税法制度としまして物価調整控除制度を設けるべきであるということを提倡しております。この控除はその本来の物価調整の観点からいきましても、また高額所得層に有利にならないようにするという観点からいきましても、所得控除の制度とはしないで税額控除の制度として設けるべきであります。

具体的に申しますと、毎年の物価上昇度に応じまして毎年のその控除額を決めていくということがあります。毎年の物価調整控除額は、いわば政府のインフレ阻止のための一層の努力を喚起する意味を持つものであります。その意味ではこの制度自体がインフレ阻止のためのインセンティブ、誘因措置であると考えることができます。今回問題になつております一兆円減税は、このような物価調整控除制度の考え方方に従つて実施されるべきであると考えております。

さて、そのための一つの手段として会社臨時特別税のようなものをこの際もう一度導入してみると、これが考へられると思いますが、ともかく税制の社会的な不公正を是正すればおのずと財源が出てくる、こういうことを申し上げたいと思いま

なお、現代資本主義のもとでは大企業に対する課税につきましては、どうしても所得課税、インカムタックスのレベルだけでは制度的にも行政上の面からいきましてもその不公正というものを完全にキャッチすることができないという、そういう限界がございます。どうしてもそれを補うために資産課税のレベルの徹底化が必要になつてくると考へます。私としましては、さしあたり土地を中心とする企業の固定資産税のあり方を合理化すべ

てこれがらの政治のあり方を考えるべきではないか。先ほども申し上げました非納税者世帯に対する生活補給金の支給というのは、実質的にはこの

予算といふ名称の一種の法律である、レビツザックであるという考え方方が示されているのであります。しかしそういう考え方方はこの際検討されますが、これがこのように新しく租税概念を具体化・実現化するものとして憲法理論的にも十分に評価されねばならないと考へておるのであります。

次に、時間がありませんので、一つだけ給与所得課税に関する問題について申し上げておきたいと思います。この問題について申し上げておきたい

と考へておるのであります。

給与所得課税につきましては、現行の給与所得控除制度自体に問題があります。これは大島訴訟で争われている点でありますけれども、給与所得控除というのは、政府の説明によりますと、もつとも政府の説明はしょっちゅう変わつておるのであります。昭和三十一年の政府の臨時税制調査会の答申でなされました説明でありますけれども、

それによりますと、給与所得控除といふのは一般に概算経費控除の分、第二番目に勤労性控除の分、三番目に把握控除の分、キャッシュする控除ですね。第四番目に利子控除の分、この四つのファクターからでき上がつておるという説明がなされました。

もつともこの説明は、大島訴訟が提起された後は御説明の仕方が若干変わつております。この控除のうちのどれにウエートを置くかについては政府筋の説明が動搖しているのでありますけれども、かつては、昭和三十一年以来こういう考え方がとられてきたのであります。わが国の政府の説明がしょっちゅう変わるというの、わが国の税金の使い道の問題は租税の問題ではない、タックスペイヤーの問題ではない、税法の問題ではないといふ論理が、わが国の法律学に支配的であります。しかしそういう考え方方はこの際検討されが示されております。この考え方は憲法学上は、予算問題といふものは本来行政権の問題であると

なっています。内閣の予算提出権と国会の修正権との関係が論議されておりませんけれども、内閣の予算提出権を重視する立場から申しますと、国会の予算修正権には一定の法律的限界が存在する、国会は新しい項目の設定はできないという考え方があります。この考え方は憲法学上は、予算問題といふものは本来行政権の問題であると

す。

ともかくその四つのファクターがあるという前提で議論していきますと、この四つのファクターをそれぞれ税法上、独立した控除項目とするのが望ましいのです。そしてその上で、最初に申しました概算経費控除分につきましては、給与所得者の必要経費の実態に即しまして一定額を法定する。この法定は、できることなら、給与所得の類型ごとに四つないし五つの類型に分けまして金額を法定するということが望ましいと思います。同時に、税法におきまして実額控除制度を設ける。そしてその際、所得税法におきまして、給与所得の性質にふさわしい必要経費概念をはつきりと規定するということが必要になつてきます。

その必要経費の概念として論議すべき問題がたくさんございますけれども、一つだけ申し上げておきますと、昨今、サラリーマンの固定資産税額は非常に増大しております。その固定資産税額のうち一定部分を給与所得の必要経費概念に含めることが検討されてよいのではないかというふうに考えております。もちろん土地であるとか家を持つてないサラリーマンが支払う地代、家賃のうちの一定部分も、同じく給与所得の必要経費概念に含めることは、十分に学問的に成り立つと考えております。そして納税者は、そういった法定控除額といふものと実額控除額とのいずれかを選択するということになつてきます。

なお、この給与所得控除額につきましていろいろ申し上げたいことがたくさんあります。現行制度は頭打ちの制度を採用しておりませんが、この頭打ちの制度がないのは合理的な根拠がないと私は理解しております。一般に勤労のために必要な経費といふものは、特殊な職務を除きましては、収入金額の多寡に応じてそれほど変動はないと考えられるからであります。収入金額が一定の限度以上になりますと、それはほぼ固定化する傾向があると見てよいからであります。給与所得控除額といふものを法定する以上は、立法技術的に

は頭打ちにすべきであるということになつてきます。

あと一、二分ほどいただいて終わりにしたいと

思います。が、源泉徴収制度の問題にちょっと簡単に触れておきたいと思いますけれども、源泉徴収制度というのは、収入金額の把握を容易にする、あるいは徵税や納税を容易にするというさまざまなものであります。しかしこの制度につきましては、立法論的に改善すべき余地が非常にたくさんあるのであります。たとえば源泉徴収の段階では徴収緩和の措置が不徹底である、あるいは個々の源泉徴収行為自体の違法性につきましては、立法論的に改善すべき余地が非常にたくさんあるのであります。たとえば源泉徴収のことについての権利救済制度がきわめて不備であります。

また年末調整を受けるかどうかという問題につ

きましては、私は、これは現行法のようによく強制すべきではなくて、現在は一定額以下のものにつきましては年末調整を強制いたしておりますけれども、これは納税者側の選択に任せるべきであるというふうに考えております。理論的に非常に大事な問題でありまして、申告納税制度といふのは、憲法理論的な観点から申しますと、国民主権主義、主権在民主義の税法的な表現であると考えることができます。そこで納税者の意味におきましては、年末調整を強制しないで国民の申告権といふものを制度的に国民の側に留保せしめることができます。それができるのであります。その意味におきましては、源泉徴収制度の一番大きなデメリットは、サラリーマンに対するタックスペイヤーとしての意識を希薄ならしめるという点がござりますが、そういう観点からいきましても、年末調整を受けるかどうかはサラリーマンの選択制に任せることであります。

大体時間が来ましたので、まだ申し上げたいこ

とはたくさんございますけれども、後ほど質疑応

は一応終わりました。

○小淵委員長

以上で参考人からの御意見の開陳

ります。沢田広君。

○沢田委員

社会党の沢田広です。諸先生には大

変忙しい中、貴重な御意見を拝聴させていただきまして、厚く御礼を申し上げます。

○小淵委員長

現在、政府側からも山内審議官初

め、大蔵省より聽取のため出席をいたしております。

○沢田委員

せつからおいでをいただいて、それ

それ該博な経験あるいは知識をわれわれに参考に提示していただき。ここにおいておいでをいただくのは個人であつて個人でないのであります。言葉なりば国民の代表としておいでをいただいたわけでありますので、われわれも謙虚にこれを聞き、またこれを謙虚に生かしていく姿勢がなければならないと思うわけであります。また特に、われわれが生かすという立場とともに、政府側がそれをどう生かすかということもきわめて大切な要素でありますので、われわれも謙虚にこれを聞き、またこれを謙虚に生かしていく姿勢がなければならぬと思います。また特に、われわれが生かすという立場とともに、政府側がそれをどう生かすかということもきわめて大切な要素でありますので、その意味におきましては、政府側にも常に触れて答弁をしてもらう場合がありますので、念のため最初に申し上げておきたいと思いま

す。

○沢田委員

せつからおいでをいただいて、それ

それ該博な経験あるいは知識をわれわれに参考に提示していただき。ここにおいておいでをいただくのは個人であつて個人でないのであります。言葉なりば国民の代表としておいでをいただいたわけでありますので、われわれも謙虚にこれを聞き、またこれを謙虚に生かしていく姿勢がなければならぬと思います。また特に、われわれが生かすという立場とともに、政府側がそれをどう生かすかということもきわめて大切な要素でありますので、その意味におきましては、政府側にも常に触れて答弁をしてもらう場合がありますので、念のため最初に申し上げておきたいと思いま

うなああいうものが起きますと、その肩がわりを

われわれがやつているんだというようなことを庶民が考えるのは、これは当然だと思うのであります。この二つだと思います。

○沢田委員 以上の点に関連をいたしまして、今度は小倉先生と北野先生にお伺いをいたすわけであります。小倉先生は今回の答申に当たって、大島先生の訴訟の判決文をお読みになられたり、あるいはこの答申を反映することにどのような配慮をされたか。その点ちょっとお伺いをいたしたいと思います。

○小倉参考人 私、判決文そのものは読んでおりません。新聞に当時出たものなり、あるいは先ほどのお話をようなことに似たようなことはお聞きしております。

それから、調査会をどういうふうにやつたかといふ御質問でございますが、税制調査会では、源泉徴収なりあるいは給与所得控除について議論があることは無論でござりますけれども、特に給与所得控除についていわゆる頭打ちという点についての御意見は、私ども、委員会でしばしば議論になつたところでございます。ただし、この源泉徴収の是非については、税制調査会で深く論議されたという記憶は私にはございません。以前、私が余り関係してなかつた時代にあるはあつたかと思ひますけれども、私が税制調査会に参加した後は、特にそのことについて審議されたという記憶はございません。

○沢田委員 少なくとも、総理大臣の詰問を受け税制調査会が答申をするのに、判例を全然考慮しないで出すということは、その職務を全うするという上に立つて軽率のそりを受けるのではないかと思われるのですが、その点いかがでありますか。

○小倉参考人 私、判決文そのものは読んでおりません。新聞に当時出たものなり、あるいは先ほどのお話をようなことに似たようなことはお聞きをしております。

それから、調査会をどういうふうにやつたかといふ御質問でござりますが、税制調査会では、源泉徴収なりあるいは給与所得控除について議論があることは無論でござりますけれども、特に給与所得控除についていわゆる頭打ちという点についての御意見は、私ども、委員会でしばしば議論になつたところでございます。ただし、この源泉徴収の是非については、税制調査会で深く論議されたという記憶は私にはございません。以前、私が余り関係してなかつた時代にあるはあつたかと思ひますけれども、私が税制調査会に参加した後は、特にそのことについて審議されたという記憶はございません。

○沢田委員 少なくとも、総理大臣の詰問を受け税制調査会が答申をするのに、判例を全然考慮しないで出すということは、その職務を全うする

か、こう思います。

○沢田委員 これはそのような程度の軽いものではないと思うのですね。判決文にこういうふうに書いてあるのです。これは特に租税特別措置法についての税制上の特例措置については、税制調査会としては、是正すべきものであるといふうと、「当該租税特別措置の直接の政策目的が総合的な経済政策の觀點から考え合理的の意義を有しているか否か」(政策目的の合理性、齊合性)、その政策目的に対し当該租税特別措置が政策手段として有効であるか否か括弧して若干あります。

「等の諸点について慎重な検討をなすことを要する」と解すべきである。そして「医師または歯科医師の受ける社会保険診療報酬にかかる必要経費率」の実態の詳細を知るに足りる証拠がなく、その点は不詳であるが、七二%の経費率は一般的常識に照らしても極めて高すぎるものであり、税制調査会の累次の答申においても、内病院経営との規格別によりかなりの差異があると指摘されているところである。したがつて、実際の経費が七二%を下回る場合、その限度において所得税の特別減税が行われているに等しいものであり(この特例による減収額は、昭和三九年度九〇億円、昭和四三年度一四五億円とかなり大規模である)、また、この特例による受益の程度は一様でない状態である。」

○山内政府委員 税制調査会の事務局をやらしていただいている立場から、ちょっと補足的に御説明させていただきますが、いま

ま委員會御質問の給与所得控除の性格あるいは額、そういったものに関連をいたしました議論といたしましては、現在の小倉税制調査会になります。

○山内政府委員 御説明させていただきますが、いま

東税制調査会のころまでは、これは非常に

しばしば重要な問題点として取り上げられた経緯

がございます。大島訴訟だけがこういう議論を出

しておつたんではなくて、その当時、それに進む

べきいろいろな御意見がございました。

そういうことを背景といたしまして……(沢田

委員「時間がもつたいないですから、結構です」と呼ぶ) そういうことでございましたが、その後

は比較的そういう問題というのは少のうございま

すのは、一つは、その当時に比べまして、給与所

得控除の額が非常に大幅に引き上げられたという

ことで、問題が必然的にある程度解決したという

ことでござります。

それからもう一つは、大島訴訟の問題が四十九

年におきまして裁判所で判決が出まして、国の主張が認められたということで、司法的には一応の

解決が出たということ、この二点があろうかとい

うふうに考えております。

○小倉参考人 特にお答えというわけでもござい

ませんが、源泉徴収の問題につきましては、これ

は先ほど大島さんのお話にもありましたように、

納税者意識という点から言うと、確定申告に当然

踏み切るべきじゃないかという、そういう有力な

意見があるということは十分私承知しております

し、それは非常に傾聴に値する意見であるとい

うふうに存じております。

しかしながら、それを税調でどう取り扱うかと

いうことになりますと、これは会長でございます

が、何を論議するかを私一人で決めるわけには

まいりませんので、その点だけはひとつ御承知お

き願いたい、こう思います。

○沢田委員 大変申しわけございません、北野先

れはどう思われますか。

○小倉参考人 判決文について特にどうこうと言ふわけにもまいりませんが、社会保険診療の報酬についての税制上の特例措置については、税制調査会としては、是正すべきものであるといふうことになります。

○山内政府委員 税制調査会の事務局をやらして

いただいている立場から、ちょっと補足的に

御説明させていただきますが、いま

東税制調査会のころまでは、これは非常に

しばしば重要な問題点として取り上げられた経緯

がございます。大島訴訟だけがこういう議論を出

しておつたんではなくて、その当時、それに進む

べきいろいろな御意見がございました。

そういうことを背景といたしまして……(沢田

委員「時間がもつたいないですから、結構です」と呼ぶ) そういうことでございましたが、その後

は比較的そういう問題というのは少のうございま

すのは、一つは、その当時に比べまして、給与所

得控除の額が非常に大幅に引き上げられたとい

うことで、問題が必然的にある程度解決したとい

うことでござります。

それからもう一つは、大島訴訟の問題が四十九

年におきまして裁判所で判決が出まして、国の主

張が認められたということで、司法的には一応の

解決が出たということ、この二点があろうかとい

うふうに考えております。

しかしながら、それを税調でどう取り扱うかと

いうことになりますと、これは会長でございます

が、何を論議するかを私一人で決めるわけには

まいりませんので、その点だけはひとつ御承知お

き願いたい、こう思います。

○沢田委員 大変申しわけございません、北野先

判例というものの取り扱いを、税調としては、この三権分立のたまえからして当然の措置ではないかと思われるんです。その後、そういうことはもう一顧だにしない——これは憲法違反ではないという判断が出たことは事実です。そのことは、私も否定しません。しかし、その判決文中に、少なくともこれは解消するべきである、こういうふうに規定づけられたものを否定していく態度というのは、三権分立のものを否定することになるのではないかと思うんですが、その点いかがですか。

○小倉参考人 お尋ねの趣旨が私、理解がしにくいでありますけれども、最終判決が出て、現在の立法なり解釈論について問題がござりますれば、当然これは税制上の問題としては改正すべき点は、政府はむろんのこと、税調査会でも恐らく論議の対象になり、議題に供すべき筋のものであるといふふうに存じております。

○沢田委員 次に北野先生。大変お待たせして申しわけありませんが、いまの租税特別措置法のこの裁判に関係をされました関係者の方といたしまして、私もそれ以外のことについてたくさん拝見させていただきまして、判決文の中にいろいろな示唆をされているものがあるのですが、不公正は正についてこの判決文は何を今日われわれに教訓として物語っているか。大変むずかしい質問になつてしまつたのであります。どういう点が問題点に残されたのか、もしも答えただければ幸いだと思います。

○北野参考人 お答えいたします。

非常にむずかしい問題で、一時間レクチャアしても足らないような大きな問題でございますが、先ほど税調の会長に対する御意見が出ましたんですけれども、私がねてから先生と同じような考え方を持っておりまして、日本の税調のメンバーは、

学識経験者はほとんどエコノミストであります。では、税制の問題はもっぱら経済上の観点しかとらえないという。法律学者は、通常は一人も入っておりません。ですから、人権論とか法律論とか憲法論という観点から税制を再構成するという発想はないのであります。したがつて重大な国民の人権に関する問題として出されました京都地裁の判決すら、税調で公式には恐らく、委員に配付されなかつたか知りませんけれども、現にこれは係属中でありますので、会長先生はもっぱら経済学者でありますけれども、当然読むべきであります。ですからこれは政府の立法過程における問題として人権感覚の希薄、人権の欠落、こういうものがあるのではないかと思います。私も、実際の経験としてよく承知しておりますけれども、日本の大蔵官僚の税制の立案担当官は、多く大学では法律学をやつたんですけども、実際立案するときはもっぱら経済理論しか知らない、法律論をやる人は二流の人物であるという、そういう意識が大蔵官僚にございまして、それが今日こんなわけのわからぬ税制をつくつておるという一つの大きな原因であります。たとえばドイツの税法などを読みますと、人権上の観点から見ますと、当時実額控除制度というものを税制で保障すべきであるということが出てくるのですけれども、それを大島訴訟が提起されるまで気がつかない、こういうことであります。

裁判所の判決は、一口に申しますとそういうことを政府に反省を迫つておる。結論は違憲ではなくて、大島訴訟をされているか。大変むずかしい質問になつてしまつたのであります。どういう点が問題点に残されたのか、もしあれば幸いだと思います。

○沢田委員 次に北野先生。大変恐縮であります。裁判は、いつに申しますとそういうことをおきとが出てくるのですけれども、それを大島訴訟が提訴されるまで気がつかない、こういうことであります。

裁判所の判決は、一口に申しますとそういうことを政府に反省を迫つておる。結論は違憲ではありませんが、大島先生とお二人にお伺いしますが、経費控除には老後の安定というものを含めるということが妥当と考えられますかどうか。これは一つの例なんですが、労働の再生産、一般的の勤労者、これは後で小寺さんにもお伺いしますが、先輩にはお伺いしますけれども、いわゆる経費控除の中には労働者が自分の労働を提供して労務の代価として賃金を得る、その賃金を得ることによっておられます。しかし結論としては、憲法上の判断の点では政治的な判断を加えまして結論をおりまして、判決理由中では最近の法律学の成果に賛意を表する、しかし結論としては、憲法上の判断の点では政治的な判断を加えまして結論を避けている、そういう二元的な二つの顔を出しております。しかし判決理由中の判示事項は、と言つていいと思いますけれども、われわれの考え方を全面的に支持しておると言つていいと思いま

私は、租税特別措置のあるものにつきましては、ただいま御指摘の医師の社会保険診療報酬については特にそうでありますけれども、かねてから立法裁量の枠を越えたものである、立法裁量あるいは立法政策の枠を越えた学問上全く合理性のない、憲法十四条が予定する不合理な差別に該当するものであるということを言つております。そういうことは裁判所も恐らく頭に置いてくださいま御指摘のような判決理由を書いたのだだと思います。

大事なことは、われわれとしましては納税者の立場に立つて税制論を展開すべきである。それは結局言葉をかえて申しますと、憲法論の観点から税制論を再構成することだと思います。私は、憲法をずっと追求していきますとおのずと税制上ありますけれども、今後憲法の各理論を個別の税制論を勉強しておりますので余り議論しておられませんけれども、ただ日本の憲法学者は税法を勉強しておりますので余り議論しておられませんけれども、ただ日本の憲法学者は税法を勉強しておられます。私は、憲法論が入ってくる余地は非常に少なくなつてく

るのではないか、財政学者がおる幕が余りなくなつてくるのじゃないかということを私は考えておられますけれども、そのことを京都の裁判所がきわめて抑えた形で、しかも鋭く国民に訴えておる、

○大島参考人 それではもう一度しつこいのですけれども、その捕獲率について私が実際に経験したこと申します。

私が教えております学生の父兄にはいろいろな業種の人がおります。たとえばそういう人、まあわれわれの大学では小学校みたいに父兄会というのがあるのでありますけれども、そこへ集まつてくる父兄が私に、あなたはいろいろなことを裁判で言つておられるけれども、あれは本當ですね、自分が実際に事業をやつてみてそう思います。給与所得者は本当に氣の毒だ。自分のところに雇つている五人か六人の従業員も本当に氣の毒に思つ、こういうのが大半でございます。それから私がよく学生を連れて食事に行く、これは京都の目抜きのところにある小料理屋でございますけれども、われわれが月に一回か二回行けるようごくささいなようになるとこころなんですが、そこマダムといふのは宝石気違ひなんです。それで、ほかの客がいないときには私の目の前にばつと五本の指を出すわけです。ダイヤがはまつてます。これ幾ら見えますか、さあ二、三百万円ぐらいかな

あ、冗談でしよう、一千万ですよ。そして首に何

かロケットみたいなのをかけている。これ八百万

だと言つたのですね。はあ、君のところはずいぶん

もうかるんだなあ、それはそうですよ、ここ十年

間京都の一番目抜きのところで自分が事業をやつ

ておつて、年収七十万で通るんだと言つたのです

よ。いいですか、年収七十万ですよ。だから私は

それを聞いたときに、ああ、あなた方いいですね、大いにそれでおやりなさい、余りいい政治をしてくれないのだからそれくらいあたりまえかもしれませんねと。私は、クロヨンというふうに言つておりますけれども、これは決してそこからたくさん取れというようなことを一遍も言つたことはないですよ。本来ならば税金なんというものはよく考えてみるとどういうものかもしれないですね。収入を把握して何%かでぱくとかけるというような個人の零細な企業だと個人からそうむやみやたらに取るものでは、あるいはないのかもしない。それが真実であるかもしないのです。それで私はそのおかみから、あなたいろいろいふ言われるのはもつともですねといふうに言われたことがあって、ちょっとシヨックを覚えたことがあります。こんな例はとりたてて申しますとまだまだあるのです。

それと非常におかしいのは、どこそこ協議団——その当時はまだ不服審判所がなくて協議団と言つていていた時代ですが、中部地方の協議団の人から、名前は書いてありませんでしたけれども、あなたの主張は全部正しいのだというような手紙が来ましたことがある。こういう手紙は、幾つか残しておりますが、まだかなりあるわけです。それで私はそういうような意味で、こういうような捕捉率の不公平というのやはり一番給与所得者には頭へびんとくるのだ。それから垂直的な思考に移る。そしていまお尋ねのありました老後の問題でございまするけれども、なかなか実際にはそれすらもできない状態にある。物価の上昇、インフレ、それで少しぐらい貯金しても全部それが飛んでしまう。つまりやろうにもやれないというのが現状ではないでしょうか。

○北野参考人 将來の老後の安定のための支出は経費なのかどうかという御質問でありまして、非常にむずかしい問題であります。恐らく立法論として御質問あつたと思ひますのでお答えいたしましたけれども、私はやはり給与所得の場合の概念といふものと、通常の事業所得の場合

の必要経費概念は違つてしかるべきであると考えております。

したがつて、そういう観点に立つて将来どういふ必要経費概念を所得税法で確定するかということは、今後いろいろな学問的研究成果を駆使しましてはつきりさせるべきだと思うのであります

が、ただ将来のための勤労に必要な経費の範囲でありますするけれども、たとえばショウチャウですね。昔のニコヨンと呼ばれる人たち、ああいう人にとってはその日の一ぱいのしようちゅうを飲む、あるいはビールを一ぱい飲むということは、まさにあすの勤労のための必要不可欠なものでありますので、その程度のものは私はやはり将来後の社会通念に従つて必要経費概念に取り込んでいいのではないかと考えます。ただ一般的には、日本の、あるいは世界の多くの国の税法上の必要経費概念としましては、実定法的には収入を得るために必要な経費であるというふうな言い方をしております。ただ、収入を得るために必要な経費というのは勤労の場合と通常の事業家とは違つてくるとは思いますが、どの程度まで違うのかということは非常にむずかしい問題があります。

かといふことは非常にむずかしい問題があります。ただ、収入を得るために必要な経費というのは勤労の場合と通常の事業家とは違つてくるとは思いますが、どの程度まで違うのかといふことは非常にむずかしい問題があります。

○小寺参考人 最初の第一点のところ、ちょっと時間の関係がありますので私もダブつてちょっと

先生方に質問させていただきます。小寺先生、ちよつと関連して、お隣にお座りになつておられるのでも、マイクがすぐそばですから、また続いてお願ひいたします。牛嶋先生にもお願いいたします。

小寺先生は、税の不公正の分野について、当然勤労者の生活を守るために税金というものがわれわれの生活に大きな負担になつていて、公共料金を含めて、これは間接的な税金という収奪の形で行われている。すると、やはり労働組合としても当然政治的な分野にこれは介入し、あるいは政治闘争というものを深めていかなければならぬ。福社というものを持つておられる私たちは理解をいたしておりますが、その点に

に対するお考えと同時に、福社に充てる目的税といふものとの点について何かお話をありましたけれども、福社というの、これはどういう意味の福社

をここでおつしやつておられるのか。福社に充てる目的税は将来考へるべきだとおつしやられよう

う気がいたしますが、その点の福社とはどういふものについての目的税としてここでお話しになられたのか、その二点についてお答えをいただき

ます。

大変申しわけございませんけれども、牛嶋先生にも続いでお答えいただきたいのですが、先生

は、結論的には物価調整減税といふものは、私たちの簡単な受けとめ方とすれば、労働基準法上の超過勤務手当の割り増し金みたいなものだ、いわゆる物価インフレしたのは政府の責任で、二五

%の割り増しを払え、もつとくと夜勤勤務をし

たら五割を払えと同じように、物価調整減税は、インフレを抑えていくためにも、当然インフレに

相当して見合つたものの減税は行つていくべきで

はないか、こういう御説だと思います。

そういうことと受けとめてよろしいのかどうか、その点ひとつお答えをいただきたいと思います。

○牛嶋参考人 先ほど物価上昇による増税分と申しましたが、もし所得税構造が比例課税でございまして、この問題は起こつてこないと思うのです。私、先ほど計算の結果を申し上げましたように、実は税収弹性値が一・七ぐらいでございま

す。そうしますと、いま物価による名目的な所得の増加が一〇%ありますと、税負担の方が一・七倍、一七%ぐらいふえるわけでございまして、そ

の差額の七%については調整すべきだというふうなことで申し上げたわけでございます。

○沢田委員 小倉先生にお伺いいたしますが、先生は先般新聞の発表によりますと、この調査会の発表は一回ぐらいいの会合で皆つくつたのだ、こ

盟としましても当然政治活動が必要であるということは全面的に肯定しております、ただ、ストをそれにつけてやらないというだけでございます。

第二の税制と福祉の問題なんですが、たとえば現在の福祉政策の中の主たるもの、たとえば年金とか健保を見ました場合に保険システムが多いわ

けでありますので、他国におきましてはむしろナショナルでやつておるところもございます。そういう

ところと接点として、むしろ福祉の問題といふのは税制でとらえるかあるいは保険でとらえるか、こう

いふ議論をしておるんでは時間だけかかります

で、そこで私どもは、むしろ直接的に税制に導入できる福祉の内容といふのは、たとえば老年者で

見ますと、老年者が働いておると直ちにまた給与

所得が増す。そこで老年者控除といふものをもつ

とを考えなくちやいかぬのじやないかとか、障害者の場合

も同様に、もつと控除というところで福祉といふ

観点からの思い切つた見直しをするとか、そういう

ことを御検討いただいたらどうか、こういうこ

とを申し上げておるわけで

○牛嶋参考人 先ほど物価上昇による増税分と申しましたが、もし所得税構造が比例課税でございまして、この問題は起こつてこないと思うのです。私、先ほど計算の結果を申し上げましたように、実は税収弹性値が一・七ぐらいでございま

す。そうしますと、いま物価による名目的な所得の増加が一〇%ありますと、税負担の方が一・七倍、一七%ぐらいふえるわけでございまして、そ

の差額の七%については調整すべきだというふうなことで申し上げたわけでございます。

○沢田委員 小倉先生にお伺いいたしますが、先生は先般新聞の発表によりますと、この調査会の発表は一回ぐらいいの会合で皆つくつたのだ、こ

ういうふうに発表されております。一つの項目について一回ぐらいしか討議していない、やはり同じ問題で二、三回は議論する必要がある、こういうふうにおっしゃっておられます、その程度の討論でこれを発表されたものなんでしょうか、お伺いいたします。

○小倉参考人お尋ねの新聞の報道でございますが、どういふことに関連してそういうことになつ

たのか、私必ずしも定かでございませんが、税制調査会の答申に即して申しますれば、答申がでるまでに各項目一回しか審議しないということは全くなかつた次第でございます。多分税制調査会などの速記録などは役所の方から国会にお配りになつてゐるのじやないかと思ひますが、それをごらんになれば、そういうことはないということはすぐにおわかりになると思います。

の中、小倉先生が松田さんの質問に対し、「それはなつかしげか」と。資産税、所得税、

「一部会の中間報告をするときに総会があつただけ
で、報告の結果を討議する時間はほとんどなかつた
た。だから大方の意見はこうだと一言でいうのは
無理があります。」こういふことで中間報告を出
された、こう言つていいのですけれども、そのこと
とを否定なされるのですか。

ら、いまお読みになりましたのは大筋間違つておらないと思います。たくさん項目がございまするし、一部会、二部会がございまして、総会は最初のときと最後の一回でですから、部会に出席にならなかつた方は総会のときの報告だけを聞いたといふようなことで、しかも論議する時間は十分なかつたというようなこともござりまするし、これは部会に属されてしおつちゅう部会に来られた方は、部会の所属の事項については必ずしも一回と

○沢田委員 これは五十一年の十二月二十日ですから、その中間報告の前なんであるから、いま国会に出されているものであることには間違いないでしょう。

○小倉参考人 国会に出されておりまする所得税

いうことではなかつたかと思いますが、遠觀して言うと、お話しのようなことで間違つてゐるとは申しません。これは中期税制の中間報告のことでござります。

なり特別措置法等の改正と全く無関係ではございませんけれども、現在国会に提案されておる税制に関する税制調査会の審議及び答申は、いまお尋ねのこの中間報告が出た直後に始めまして、去年の十二月からことの一、二月にかけて審議をしたものでございます。

○沢田委員 じゃ、しつこいようであります、
先生、この後何回くらいやられたのですか。この
十二月二十日以後一項目について一回だ、その後
何回やられたのでしょうか。

○小倉参考人 この項目はおのずから違うわけですが、中期税制のときの中間報告で審議した項目と、今回の提案になつておる税制についての審議とは、項目が違いまして、これは多少は連続がございまさが、そう連続のないものもございます。たとえ印紙税だとか登録税については相互連続性がなまいといふようなことでござります。暮れから一月にかけてですからもう何回というわけにもまいりませんが、総会はたしか二回ばかり、それから起草委員会もございましたから数回はいたしておると思います。

○沢田委員 この結果を見ますと、この判決文の三項二付にまする取り扱い、それから、今まで開

三段の文で、お取り扱いをめぐらしきる。丁度
かれてはいるこの税制調査会の経過を見ましても、

大変恐縮な言い方であります
が非常にいいかげんな報告と
二二にて平西せざるを得ない。

非常に無責任な報告をされたのではないかと思う

ので、もう少し国民の税制を考えていただくなればより慎重で、大変始寺は少なハのかもわかりませ

せんしあるいは報酬が少ないのでわからませぬ

あるいは日程がお忙しい方が多いのかもわかりませんけれども、それならば委員をかえるなり何かをして、これはやはりもととまじめに、もう少し実のある——抽象的にあつちだかこつちだか八方破れのような言い方をして報告をされるということは、国会を混乱に陥れるための報告というふうにしか評価をすることができないような報告がなされていることは、はなはだ遺憾であると思っています。

今後十分この点はひとつ御注意をいただくようにお願いをいたしまして、私の限られた時間もございません、諸先生方には大変貴重な御意見を賜りましたことを重ねて厚くお礼を申し上げ、先生方の御意見も今後、拳々服膺とまではいくかどうかわかりませんけれども、十分に私たちも努力することをお誓い申し上げまして質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○小倉参考人　お言葉を返すわけでもございませんが、ちょっと税制調査会の中期税制についての中間報告の趣旨と違うお考えをお持ちのようでございますので申し上げますが、いろいろの意見がある段階で世の中に発表する、そして税制調査会以外の方々の意見も今後反映していきたいということで、要するに中途半端の段階で、その段階までに出た問題、それからそれについての各種の意見を発表するということが目的であつたわけござりますので、Aと言えばある人はBと言うようなことになつておる内容そのままを、何らかの御参考にということで発表することにいたした次第でございます。

が、昨年五月の政府の五十年代前半の経済計画に基づいて財政収支試算というものを政府が改定して出してきたわけであります。それを見ますと、五十五年度に赤字国債をゼロにするということでお七千九百億であるものが、五十三年度になると一七・四%，五十四年度には二一・九%，五十五年度も大体同程度で、三年後に三十五兆五千八百億と、税が一倍近くなるという試算がされているわけであります。これはいろいろな説明によりますと、税の自然増というものを入れてもなお五、六兆円ぐらいの財源が足りない、こういう重大な財政の危機になつておる。これに対しまして、桜田日経連の会長の桜田試案というものも出でていますが、これなどは、この見通しでも大変だということことで、さらく五十五年度には二兆円の赤字公債が残るというような苦しい見通しもある。このような状況でこの財源というものについてはつきりした見通しを持つていい。わが国の置かれている国際的な激動の時代の進むべき道、國のあり方といふ基本にかかわつてきて、国全体が破産をして国民が大きな痛手を後世に負う結果になりかねない、こういう重大な事態になつておると考えられるわけでありますけれども、この点について、税制調査会において、会長として財政のあり方の基本についてまずどのように考えておられるか、少し詳しくお伺いをしたいと思います。

○小倉参考人　ただいまのお尋ねの財政に関しまする収支の試算五十二年度のものを私ども税制調査会の委員も資料の送付を受けておりますが、まだこの内容についての説明は承つておりますが、ただし、この前のこの前身になるような五十年、昨年に出ました財政収支試算につきましては税制調査会でも正式に御説明があり、これを頭の中に入れたがら中期税制のあり方を検討するということにいたしておりますので、基本的な考え方方に思いますが、しかし、一年新しくなつておりまして、その間非常に大きな違いが出ておりますの

経連の会長の桜田試案というものも出でていますが、これなどは、この見通しでも大変だといふことで、さらに五十五年度には二兆円の赤字公債があるというような苦しい見通しもある。このような状況でこの財源というものについてはつきりした見通しを持つてない。わが国の置かれている国際的な激動の時代の進むべき道、國のあり方という基本にかかわってきて、国全体が破産をして國民が大きな痛手を後世に負う結果になりかねない、こういう重大な事態になつておると考えられわけでありますけれども、この点について、税制調査会において、会長として財政のあり方の基本についてまずどのように考えておられるか、少し詳しくお伺いをしたいと思います。

○小倉参考人　ただいまのお尋ねの財政に関しまする収支の試算五十二年度のものを私ども税制調査会の委員も資料の送付を受けておりますが、ま

だこの内容についての説明は承つております。ただし、この前のこの前身になるような五十一

年、昨年に出ました財政収支試算につきましては

税制調査会でも正式に御説明があり、これを頭の中に入れながら中期税制のあり方を検討するとい

うことにいたしておりますので、基本的な考え方

は今回の試算も余り変わっていないのじやないかと思ひますが、しかし、一年新しくなつております。

して、その間非常に大きな違いが出ておりますの

は、昨年拝見した試算よりはわが国の財政はさらに一段と深刻な事態になつておるという認識を新たにいたしておるのであります。

何でも、いまお尋ねのございましたように、五十五年度になりますと公債金収入の大部、七割ぐらいですかが国債償還になつてしまふことにもなるようございまして、他方、しかし税収が見込まれておるのは、五十年度から五十五年度まで年率二〇%を超えるような税収の増の見込みが立つておつてなおかつそうなのでございますが、しかし、税収の見込み自身が試算でございますが、恐らくかのような税収を上げることはなかなか容易なことではないということで、税制調査会の皆さんなどのようにお考えになつておるが、まだ承る機会はございませんけれども、恐らく各委員深刻に受けとめて、いかにただいまの財政を考え、またこれに即する税制のあり方をどうしたらいいかということについては、それをお考えになつておられるのはなかろうかというふうに感じております。

○保岡委員 オイルショック以来の現象でありますして、それ以来急に国債依存度が上昇していきます。この上昇度合いを見ても日本が来年度三〇%近くということですが、先進諸国いすれもこの影響を受けて、多少なり國債に依存しているのですが、日本の程度に比べるとまだ非常に軽い。日本の場合は極端に依存度が高いように思われるのです。そういう状況にあって、先ほど来税金を納める側からのいろいろな感じ方、そういうものに的確に対応する税制はどうあるべきものであるかという観点からの御意見としている参考になる御意見もありますけれども、国全体が倒れてしまえば、これは国民全部の生活の基本が破綻に瀕するわけですから、やはり税収といふものの財源の根拠はわれわれ真剣に考えておかなければならぬ。オイルショック以来の現象ではあるけれども、これは私は、全世界が第二次世

界大戦以後だんだんナショナリズムが高進してきています。結局は一段階で発展途上国と先進諸国家の決定的な戦争が始まつたのではないだろうかと思ふ

のです。むしろ発展途上国が先進諸国家のルールを打ち壊し、そこに新しい自分たちが参加した秩序を求めている激動の時代に入った。だから、資源がなくて貿易立国をしている日本としては一時

のです。

支出の面はさておきまして、収入の面につきましても、税制が主でござりますけれども、この税制のあり方にについて、いかにあるべきかという

ことです。

支出しの面はさておきまして、収入の面につきましては、税制が主でござりますけれども、この税制のあり方にについて、いかにあるべきかという

ことです。先ほどもちょっと冒頭申し上げました中

期税制のあり方ということで、昨年の後半、主と

五年、十年大変な事態になつてくるのだとい

う認識がなければならない。したがつて私は、ロ

ッキード事件が昨年いろいろ大変な状況になつた。しかしそれをきちつとすると同時になお税制

のあり方などはそういう感じ方、感算的な受けと

め方以上にもつと財政全体の健全化ということに

ついても重点を置いて、国民に理解を求める、思

い切つたことをやらなければならぬ事態に来てい

る、こういうふうに感ずるのです。

そういう観点から不公正な税制の是正とかある

いは歳出面の経費の節減、合理化、これはいずれも

も重要でありますから、あるいは徴税の不公正、

こういったものの徹底して具体的な施策をとらな

ければならないとは思います。しかし一方におい

て、いま会長がお答えになつた、あるいは税制調

査会からの答申にも、そのうちいすれ一般的な税

税あるいは新しい付加価値税といったようなも

も審議の対象にあるはなるかとも思います。あ

るいはまた富裕税とかそういうようなことも問題

になりましょうし、また特別措置についての整理

合理化というようなこともさらには進める必要があ

るかと思いますが、どれを重点的に取り上げ、

全体の税制上のバランスをどうとつたらいいかと

いうことについて、御質問、お尋ねのございまし

たように、できるだけ早い機会に審議に着手し、

また早い機会に一応の大筋の結論みたいなものを

得て、御批判を得て、さらに審議を進めると、

いうことがよろしいのではないかというふうに

考へておられるか、それをお伺いしたい

と思います。

○小倉参考人 お尋ねでござりますけれども、多少私見になりますが、一九七三年から今日にかけての様子を見ますと、どうも時代が変わってきた。経済の様子が非常に変わってきた。その変わりようというものは財政の支出の面にもまだ反映しております。つまりそういうものは財政の支出の面にもまだ反映しております。よくちまたに、賛否両論いろいろありました。よくちまたに、賛否両論いろいろありました。

映してない、両面ひとつ根本的に考え直す必要があるのではないかという気が率直に言つていただけであります。

支出の面はさておきまして、収入の面につきましては、税制が主でござりますけれども、この税制のあり方にについて、いかにあるべきかという

ことです。先ほどもちょっと冒頭申し上げました中

期税制のあり方ということで、昨年の後半、主として後半でござりますが、精力的に実は審議をいたしましたわけであります。問題点もいろいろ出、各

方面の意見もある程度出てまいつておるのであります、その後なお、たとえば国会におきます

御論議なども、今国会等で必ずそういう問題についていろいろ出るに違ひないわけでござりますの

で、行政当局の方で、国会で出ました御意見ある

いは問題点の御指摘等も審議に反映するようになつてしまして、できるだけ早い機会にひとつ、いわばたたき台と申しますが、御参考になるようも

のを提示いたしまして御意見も承り、さらに固めてしまして、できるだけ早い機会にひとつ、いわ

ばたたき台と申しますが、御参考になるようも

も重要でありますから、あるいは徴税の不公正、

こういったものの徹底して具体的な施策をとらな

ければならないとは思います。しかし一方において、いま会長がお答えになつた、あるいは税制調

査会からの答申にも、そのうちいすれ一般的な税

税あるいは新しい付加価値税といったようなも

も審議の対象にあるはなるかとも思います。あ

るいはまた富裕税とかそういうようなことも問題

になりましょうし、また特別措置についての整理

合理化というようなこともさらには進める必要があ

るかと思いますが、どれを重点的に取り上げ、

全体の税制上のバランスをどうとつたらいいかと

いうことについて、御質問、お尋ねのございまし

たように、できるだけ早い機会に審議に着手し、

また早い機会に一応の大筋の結論みたいなものを

得て、御批判を得て、さらに審議を進めると、

いうことがよろしいのではないかというふうに

考へておられるか、それをお伺いしたい

と思います。

○小倉参考人 お尋ねでござりますけれども、多

少私見になりますが、一九七三年から今日にかけ

ての様子を見ますと、どうも時代が変わってきた。経済の様子が非常に変わってきた。その変わ

った。経済の様子が非常に変わってきた。その変わ

った。絏済の様子が非常に変わってきた。その変わ

った。絏

うことを言つておる時期はもう過ぎたような気が実はしております。

○保岡委員 私も、先ほど申し上げたような理由から、これは導入するかどうかとということを決定する前に、いろいろ欠点もあるでありますから、それを是正する方法が具体的にどういうものがあるのかというようなことをいろいろ検討した上で、國民に早く示して理解を求め、そして選択を求めていかないと、あれを先にやるべきだ、これを先にやるべきだという議論では、先ほど大島参考人も言つておられたように、税の負担感、そういうものからいくと、單にそれを感覺的にとらえる。國民としてはできるだけ税が軽ければそれにこしたことではないという感情はもつともありますから、そういう感情に押し流されることがないよう、できるだけ早い機会に具体的な案を國民に示すべきである。大方の検討をする必要がある、そのように考えますので、よろしくお願ひを申し上げたいのですけれども、この付加価値税について、ヨーロッパ諸国ではもうすでにEC諸国でやつておるということではありますが、そのEC諸国の付加価値税のあり方について、うまくいつておるといふような御認識があるのか、あるいはどういう問題点があるといふなことを考えておられるか。これはまだ会で審議をしたわけではないでしょから、会としての意見はお述べになれないと思いますが、会長御自身の御意見を聞かせていただければ幸いだと思います。

○小倉参考人 私も詳しく存じておるわけでもございませんが、ヨーロッパ諸国、ECを中心とした諸国は付加価値税を導入しておりますが、大体においてうまくいっているといふうに聞いております。

〔山下(元)委員長代理退席、委員長着席〕

ただし、これは見方によつて違うわけでございまして、たとえば、日本の中小企業の方々が向こうへ行つて調べてこられると、やはり中小企業等についてECでもいろいろな問題があるんだといつたようなことを指摘される向きもございまする

し、そういう報告書も一部いただいておることもございますが、大体においてはうまくいつておるという評価でございます。したがつて、また日本に大幅の増税といいますか、増税による增收を有力な一つの考え方ではないかというふうに私もも考えておるわけでございます。

ただ、ヨーロッパ諸国と日本とは少し事情が違つた点がございまして、これは駆逐に説法になる

わけでござりますけれども、経済構造が違うといふことになるのでございましょうか、あるいは中小企業、零細企業のウエートが違うということになりますのでございましょうか、そういうことがござります。それから、もう一つぐあいの悪いことは、これはEC諸国も導入の時期は国によつて無論それが違うのでしょうかが、どうも時期として、毎年小売物価が一割近い程度に上がるというようなことが去年、ことを見ますと想定されるわけですが、そういう時期には、これは必ずしも適当でない。もう少し物価が安定をするといったようなことがいいんではないかといふことが考えられるわけであります。

もう一つございますのは、間接税あるいは消費税といいますか、そういうことに従来比較的なれておった国と余りなれてない、日本のように戦後直接税中心でいきまして間接税のウエートが非常に低い国と、フランスのように間接税が付加価値税というような税制に切りかえる前から非常にウエートがあつて、所得税よりは間接税というのが国民的な合意が得られやすいといったような、どうもそういう雰囲気といいますか国民的な感情もあるというようなこともあるようでございまし

て、企業に余り大きな負担をかけることは、景気の対策上好ましくないというような時期がますますと、これまた個人と違いますからいろいろな問題があつて、簡単に片づく問題ではないのではなく、私許しく存じませんが、法人にどういうふうに累進税をかけるのかというようなことになりますと、これは政府の資料でござりますが、アメリカを除くと日本は直接税のウエートが非常に高いことになつております。これは恐らく間違いがないのじやないかと思ひますが、地方税を入れるということになりますと、これはアメリカでは州の税金がどうもよくわからぬようありますが、間接税は主として州の税金になつてゐるようでございますので、恐らく連邦だけの税を比べてみるとアメリカの方が直接税は高いですけれども、日本は、やはり先ほどの新税の創設といふことが非常に重要な意味を持つてくるのではないか、こういふ感じがするのです。ところが、先ほどお話しのウエートが高い国になつておるのではないか。先ほどからも所得税の減税のお話、御意見もございましたけれども、そういう御意見もあるほどに、所得税にさらに負担をお願いするといふのは、どうもこの国内の事情あるいは外国との比較からいつても、ちょっとむずかしいような気がいたします。しかし、どこかにこの税源を求めなければいかぬというような場合に、所得税は全然頭から考えないといふわけにもこれはまいらぬかと思ひますが、ただいまのところそんなような気持ちであります。

○保岡委員 法人税についてはいかがでござりますか。

○小倉参考人 法人税については、これはいろいろ御意見がありまして、もつと法人の方から、企業から税金をいただいた方がいいのではないか、あるいは法人にも累進税率を適用してみたらどうかというような、いろんな御意見があるようですが、そういうことがあります、どうもいまの経済事情からいいま

し、そういう観点から、ちょっと大まかな質問になりますが、大体においてはうまくいつておるという評価でございます。したがつて、また日本に大幅の増税といいますか、増税による增收を有力な一つの考え方ではないかというふうに私はも考えておるわけでございます。

○保岡委員 財源のあり方として、直接税、法人税ないし所得税に、今度これからどれだけ増収をして得る余地があるか、その点についても十分検討しなければならないと思うのですが、付加価値税あるいはその他の、いまお話しのいろいろな検討をするにつけても、その点の限界といふことをもうよく検討しておかなければならぬ。また、現状のままにしておかれればならないと思うのですが、付加価値税あるいはその他の、いまお話しのいろいろな検討をするにつけても、その点の限界といふことをもうよく検討しておかなければならぬ。

○小倉参考人 これは外國と比較するだけが能であります。それから、法人の実効税率はございませんけれども、歐米諸国と比べてみると、これは政府の資料でござりますが、アメリカを除くと日本は直接税のウエートが非常に高いことになつております。これは恐らく間違いがないのじやないかと思ひますが、地方税を入れるということになりますと、これはアメリカでは州の税金がどうもよくわからぬようありますが、間接税は主として州の税金になつてゐるようでございますので、恐らく連邦だけの税を比べてみるとアメリカの方が直接税は高いですけれども、日本は、やはり先ほどの新税の創設といふことが非常に重要な意味を持つてくるのではないか、こういふ感じがするのです。ところが、先ほどお話しのウエートが高い国になつておるのではないか。先ほどからも所得税の減税のお話、御意見もございましたけれども、そういう御意見もあるほどに、所得税にさらに負担をお願いするといふのは、どうもこの国内の事情あるいは外国との比較からいつても、ちょっとむずかしいような気がいたします。しかし、どこかにこの税源を求めなければいかぬというような場合に、所得税は全然頭から考えないといふわけにもこれはまいらぬかと思ひますが、ただいまのところそんなような気持ちであります。

○保岡委員 新しく財源を求めるといいますか、税負担を国民にお願いするために新しい税源を求めるべく、もつと法人の方から、企業から税金をいただいた方がいいのではないか、あるいは法人にも累進税率を適用してみたらどうかというふうな、いろいろな御意見があるようですが、そういうことがあります、どうもいまの経済事情からいいま

査会として十分審議をしておりませんから、税制調査会で大体こんなようなことを考えておるといふものをいま申し上げるわけにもまいりませんが、いまお話しのよな付加価値税あるいは付加価値税を含めた一般的な消費税ということが、一つの大きな新しい税源のあり方を示す言葉として浮かんでくるわけございます。ただ、国民全体にできるだけ税負担をお願いするという場合に、一つの税目だけでお願いするということは実際問題としてなかなかできにくいし、税負担の公平といふことも考えなければならぬというようなことがありますから、あるいは補足的な意味において他の新税についても配慮をして、できるものは考えるということが必要かと思うのであります。

ただ、富裕税といいますか、資産税みたいなものでございまするけれども、これは何か西ドイツでは実行しておるよう聞いておりますが、資産ということがありますと、実際把握がなかなかむずかしいそうです。その点で、税制の上では公平になつても徴税上非常に不公平なことになつてくる。同じ財産家であつても財産の中身によって、把握のしやすい財産としにくい財産によつて非常に不公平が出てくるということが当然予測されるというような欠点もございます。無論どんな税金でもいきなり徴税がうまくいくようなりっぱな税制はありませんので、年月を重ねてりつぱにしていく、徴税上も不公平のないようしていくといふようなことが必要かと思いますが、そういう問題も実はあるのではないかという気がいたしております。

なお、新しい税源としては地方税のことも考えなければなりません。地方自治の方も財政状況は非常に苦しいので、税制のあり方をどうしたらいいかと考える場合に、国税との関係をどう考えたらいいかといふようなことを当然考えなければならないかもしれませんので、なかなかこれは一刀両断にこういう税制でこうやつたらよろしいということを即断するわけにはいかないようなことに相なつておろ

うかと思いますが、それだけにできるだけ早い機会に衆知を集め先ほどお示しのような試案というようなものをつくるように努力することが必要かというように考えております。

○保岡委員　もう時間も参りましたが、結局政府の改定財政収支試算を見ましても、かなりの経済成長を見込んであるわけです。そうすると、予算の成立がおくれたりいろいろなことでなお不確定要因もありますから、景気が後退をして成長が確保できないというようなことになつていると、なおさら大変な事態になつてくる。時間がないのでほかの先生方にはお伺いする時間もなくて恐縮でございましたが、国債依存というものが非常に慢性的に続いていくという、先ほど会長が言われたように、国債費そのものに莫大な国債発行をしなければならぬようになつて、国全体が破産をしてしまっていうような危険な事態になつておる。これはお互に先ほどの不公正税制のは正あるいは経費の節減、歳出の合理化、こういったものも真剣に考える同時に、やはりできるだけ早く、会長も言っておられるように、新しい税制の中長期のあり方というものについてはできる限り具体的に早く明確にしていただくのが国民にとって利益につながる、こういう大事な時代に非常に大事なことである。このように考えますので、よろしくお願ひを申し上げる次第でござります。

以上をもつて質問を終わります。

○小瀬委員長　大島弘君。

○大島委員　日本社会党の大島弘でございます。

制限時間がござりますので、総論とそれから所得税関係と措置法関係、三つに分けまして重点的に質問いたしますので、ひとつ重点的にお答えいただきたいと思います。

まず総論でござりますけれども、先ほど小倉参考人が、フランスなどは非常に間接税が多いと。これは事実でございましょう。しかし私たちを考えますのは、大体アングロサクソン系、イギリス、ドイツ、あるいはアメリカも含めまして、アングロサクソン系はわりかた直接税を中心にしてい

る。これに対してラテン系のフランス、イタリアなどのは、主として安易な間接税に流れやすいということは、よく言われていますように、アングロサクソン系の国々では、一たん国会を通つて法律になつたものはあくまで神聖だ、守らなければならぬといふ基本的な意見がある。ところがラテン系の国民につきましては、どうせ国会はお祭り騒ぎをしておるのだから、そんなものは聞く必要はない、それよりも安易な間接税で酒やたばこでいけ、こういうことが多いと思うのですが、小倉参考人としては会長としてではなく個人的に日本人はどうやら部類に属するのであるか、あるいはまたどちらに属する方がいいのかということについてちよつとお尋ねしたいと思います。

○小倉参考人 これはなかなかむずかしいお尋ねでございまして、私もいまの英米系とラテン系の国民の性格といいますか、あるいは文化的な背景といいますか、あるいは歴史的な事情が若干違つておるということは承知しておりますが、詳しくは存じておりません。しかし文化的あるいは歴史的な背景の違いが税制にも反映しているということは恐らく事実だらうというふうに思います。アングロサクソン系の方で直接税が重点的であり、ラテン系は間接税が中心になつておるというのも、これは先生のお話しのような結果かと思うのです。

ところで両方に比べて日本は一体どこにあるのだろうか、これはちよつと簡単には申せませんけれども、どうも戦後はどちらかと言うと、英米系に近いような状態に税制上なつておるわけござります。しかし国民の気分なり感情なり文化が英米に近くなつておるかと言うと、必ずしもそうも断言できませんが、戦後はアメリカの影響をいろいろな関係によつて強いですから、多少とも英米系の影響の方が強い。そつちの方に近いと言つてもあるいは間違いではないのじやないかという気も実はいたします。

○大島委員 あなたの先ほどの御意見を伺つていますと、どうも今回の五十二年度の税制改対に對

する答申、これはあなただけではなくあなたが会長としておつくりになられたのでござりますけれども、今回のわが党が反対しているこういう流通税、つまり印紙税や登録免許税のよう方に税源を求めていく、あるいは前の質問者のに対しましては、法人はもうこれ以上限度いっぱいだ、所得稅もちょっと困る、ならば一休今後の税源をどこに求めらしかるべきなのか。つまり、現在政府の一部にもありますように、企業にこれ以上増税すれば雇用不安が生ずる、したがつて求めるところはもう付加価値税しかないのじやないかというような意見もあるのでござりますけれども、あなたはどういうふうにお考えになられますか。果たして法人の担税力というのはこれが限界であろうかどうか。過去年率にして十何%成長した日本が、一人当たり国民所得いまだきわめて低いというようなときに、一体その蓄積した留保分はどこに入っているのか、そういうこともあわせまして法人にこれ以上担税力があるかないかということを、あなたの個人の御意見を伺わせていただきたいと思います。特に大法人について。

○小倉参考人 先ほどこれも申しましたけれども、実はそういう問題がまだ検討がついていないというのが税調としての全体の中身だと思います。とられ得られるところ、あるいは協力を願えるところ、あるいは出していただけそうな負担力のあるところというのは、必ずしも企業であればできそだという結論にもすぐなりませんし、個人所得であればできそだということもありますし、あるいは一般消費者ならば一般消費税的なものでひとつ何とか協力願えるのだということにもすぐにはなりません。

そこで、一体どうしたらいいのかということが税調査会に今日与えられている使命で、四苦八苦しているというような実情かと思います。しかしそちらからか協力願つて税負担をがまん願うということの必要性は、これまで一方において疑う余地がどうもなさそうな気もいたします。そこで、それぞれ企業の方も個人の方もあるいはお金

持ちの方もといいますか、それぞれひとつ自分の協力を願うということにするのか、あるいは企業の方がさらにもっと纳税力があるからそこにひとつ一般よりは負けに負担をお願いした方がいいのではないかというようなことをこれから審議をする、その前の段階までは一応粗らしにはいろいろな議論が出来ましたので、その後のことを検討するのがどうもこれからの非常にむずかしいと考えられた税制調査会に対する課題ではないかという気がいたしております。

まだ、どれに重点を置いてどうやるべきかということは税制調査会としては考えておりません。ただし、先ほど御議論もございましたように、どうも一般消費税的なものを考えないと確かに有力な税源がないじゃないかという意見も有力にあります。これは否定できないと思います。

○大島委員　ここに実は古い本でございますけれども、有斐閣の「租税法概論」という座談会の本がございます。これは前の大蔵次官、国税局長官の平田さんはこういうふうに言つております。とにかく外部からの圧力が物すごい、こういう要素があつて結局この制度ができるのだ。そこで必要がなくなつたら少なくとも勇気を持つてやめる、こういうことが必要じゃなかろうかと平田さんが言つているわけです。

私は後ほどまた申し上げますけれども、まずこのような政策優遇的な税制の改正、それからさらに非政策的な税制の改正、多分にこれは改正する点があると私は思うのです。そういう点をひとつお含みの上、たとえば毎回毎回の税制改正の答申について、措置法の漸次整理合理化を図るあたりますが、果たしてそれが——ここに大蔵省の資料で租税特別措置による減収額累年比較として四十三年から五十二年までずっと租税特別措置が行われたものでどれだけ減収しているかということのトータルがございますが、五十二年は四千四百四十億、四十七年は四千五百七億、四十八年は四千六

百四十五億とほとんど平行線をたどつておる。こ^{うして見ると、措置法の整理統合なんということはほとんど行われてないことはこの表を見てもおわかりだと思うのでございますけれども、その点はいかがですか。}

○小倉参考人　これはいまお示しの数字のこと、^{そとおりだと思います。これにはまた、しかしいろいろ事情がございまして、政策税制的なもの、その必要があつた時期は無論ありますけれども、これは他方においては多少ずつは整理をしてくる、しかしながら新たな政策的な要求が起つてきて新しい特別措置も追加しなければならぬといふようなことも若干ございまして、そこで多少差し引きが行われる。それからもう一つ、やはり全体の経済の規模あるいは税収の額もあえてまいりますから、中のウエートといたしましてはまたこれは多少ずつは減少していくということになつてゐるには違ひないと思ひますが、絶対額自体はそ}

^{う頗著にはいまお話しのような表にはなつておりますから、中の中のウエートといたしましてはまたこれは多少ずつは減少していくということになつてゐるには違ひないと思ひますが、絶対額自体はそ}

^{う頗著にはいまお話しのような表にはなつておりますから、中の中のウエートといたしましてはまたこれは多少ずつは減少していくということになつてゐるには違ひないと思ひますが、絶対額自体はそ}

^{う頗著にはいまお話しのような表にはなつておりますから、中の中のウエートといたしましてはまたこれは多少ずつは減少していくということになつてゐるには違ひないと思ひますが、絶対額自体はそ}

ですけれども、一般的の事業所得は捕捉できないから認めるのだといういわゆる捕捉率の不足に基づく控除。それから三番目には、私はいわゆる勤労所得と勤労所得とはその人が死ねばそれまでだと

これは少し、租税法律主義から非常におかしいのですけれども、一般的の事業所得は捕捉できないから認めるのだといういわゆる捕捉率の不足に基づく控除。それから三番目には、私はいわゆる勤労所得と事業所得を見ると、事業所得というのは何らかの意味において資産が残つていく、ところが勤労所得というのはその人が死ねばそれまでだと

いうような意味で、勤労所得を事業所得よりも重く見なければならない。ドイツ的な考え方でござりますね。アメリカは勤労所得と事業所得に余り差をつけておりません。ドイツはこれは大分差をつけておりますのですが、こういうふんなことが考へられるのでございますけれども、この給与所得の理論的根拠というのはどういうふうに教授は解されていらっしゃいますですか。いろいろありますけれども、どの要素が一番大きいのか。

○北野参考人　これは政府の説明を見ますと、いまおっしゃいました三つのものに加えまして利子控除、つまり源泉徴収によつて早目に取られておりますので、その間の調整を行うというインタレストの分の控除もございますですね。その分を含めますと四つになるわけですが、利子控除も非常に少ないわけですから特に説明する必要はありませんけれども、私はやはり中心としては、現行法の給与所得の多くは必要経費の部分であるうと考へております。ただ将来の方向としましては、おつしやるような勤労性控除部分を独立した控除項目として設置すべきであるということを言つておりますし、把握控除というのこれはまさに自殺的な問題になつてくるのですけれども、現実に長年にわたつてサラリーマンとその他の所得者との間にはアンバランスがありますので、これは恒

大変不名誉でありますけれども所得税法に書くという、これは世界に例がないと思いますが、そういうものを書くほどまで勇気を持って税務行政に努力してほしいと思いますけれども、その把握控除をなくする方向で徵稅行政を公正にしていただけ三つあると思うのでございます。まず一つは、需要経費であるということ。それから第二点は、ある概算経費控除部分である。これは私はやはり実額控除と概算控除の法定化したものとの選択制にすべきであるということを考えております。

それで、現行法の多くの概算経費控除部分だとしますと、恐らく實質の趣旨は、頭打ちをなくしたのはおかしいじやないかということだと思います。これは四十年かになくなつたのですがあ、これはおかしいのであります。所得のふえに従つて必要経費を固定化いたします。そうするとふえません。ですからある段階になりますとやはり頭打ちをしなければいけないというふうになつてきますので、現在の頭打ちのない制度は高額所得者に有利であるということと、非常に問題があると私は考えております。

○大島委員　そこで、ひとつこうすることを税制調査会なりあるいは政府で考えていただけないかと思うのでございます。

実は、今回の税法改正によつて二百何万までがもう非課税になつてしまつて、しかも、国民の所得は相当上がつて、それならば、大体三百萬から六百万とか、こういう中間層の給与所得控除をもう少し引き上げる必要があるのではないかと思うのでございます。

○大島委員　そこで、ひとつこうすることを税制調査会なりあるいは政府で考えていただけないかと思うのでございます。

大変不名譽でありますけれども所得税法に書くという、これは世界に例がないと思いますが、そ

ういうものでありますけれども、その把握控除を立てて、その理

由論的根拠は、やはり事

業所得、正確に申しますと資産と勤労所得の合体

所得といつた方がいいだらうと思います。この事

業所得と勤労所得との違いは、本人が死んでしま

えばそれまでだといふような点にあるのだから、

もう少し引き上げてしかるべきではなかろうか。

そうして、よつて失う財源を今度は超過累進税率で考慮する。いまはどうか知りませんが、アメリ

カはたしか九一%までいつおつたと思うのでござります。現在の頭打ち制度による日本の不公平

税制をそういう意味では正する、税率の刻み方をもう一度考える。それからもう一つおもしろいのは、いまでもそうかもしれませんけれども、アメリカの超過累進税率は、一般の累進税率と未成年者の累進税率と二段階に分かれています。これは日本で言えば、一般的の累進税率と、それからたとえば未成年者あるいは身体障害者、そういう者を特別税率としてやや低くする、そういうふうなことで税収の捕捉をするということはいかがでございましょうか。

○北野参考人 後の方の質問は、要するに未成年者の税金を安くすべきであるという考え方についてどう思つかということですね。先ほどどなたかがおっしゃいましたように、勤労学生控除です、そういうものもありますので、それと同じような趣旨で、やはり未成年者で働いておるという人については特別の配慮をすべきであるというふうに考えます。

それで、所得税を考える場合に二つの側面を考えるべきであるということを前から私は言つているのです。一つは所得の量的纳税力を把握すべきである。そのためには総合課税を行うべきであるということになつてきますけれども、同時に所得の質的纳税力を考えるべきである、そういうことを前から言つております。勤労所得はおっしゃるようにまさにレーベインカムでありますから、カフカが書いておりますように、これは大島先生の御専門でありますけれども、あの小説は学生時代読みましたのですけれども、非常に有能なセールスマントが虫になるのです。うろこができるのですが、そうすると自分の肉親まで自分を相手にしなくなつてくるのです。つまり不治の病にかかりたために、いかに有能な人であってもだれも相手にしなくなる。つまり勤労所得というのは非常にそういう危険を背負つてるのでありますから、その人の体だけが唯一の資本であるという所

得でありますので、事業所得あるいは資産所得などと違つて、所得の質的な纳税力の低さを考えるべきである。これにつきまして、給与所得控除の中にそういう分を含めておるとするならば、おつしやるようにならぬと、特別の配慮をして給与所得控除を上げるべきでありましょうし、特にそういういたいとえましようか。

○大島委員 それでは、いま申しましたように、先ほど同盟の生活福祉局長の参考人の御意見にもありましたように、中間層の給与所得控除を引き上げる、そのかわりその不足分は何らかの形で補てんする。たとえば、いま言いましたように、アメリカは現に百万ドル取れば九十一万ドル税金に持つていかれておるわけですね。そういうような方向で減収分を補うということにつきまして、最後に小倉参考人の御意見を個人的で結構ですから聞きたいと思うのです。

○小倉参考人 大変貴重な御意見で、拝聴しております。たわわにございますが、私個人といたしまして、これはあんまり税制当局には通用しないのですが、やはり勤労所得と事業所得と資産所得の間、この三つには税制上少し区別をした方がいいのではないかという漠然たる気持ちを持つております。同時に、それをどう具体的にするのかということについての着想まではいかないわけですが、事項別分類としまして、まず一は貯蓄の奨励等、二環境改善等、三資源開発の促進等、四技術の振興等、五内部留保の充実等、こういういろいろの項目を挙げておりますが、この中で果たすけれども、そういうことと一脈通ずるような御意見で、恐らく中期税制のあり方を考えます場合などに、いまお話しののような中間所得者層についてどうするかというようなことについても大きな課題になるかと存じます。

○大島委員 最後に、問題の措置法でございますが、措置法といえば、何か法律にごちやごちや書いてあるむずかしい法律だとか、あるいは隠れたる補助金だとか、あるいは西ドイツの学者が言つていますように、日本で誇るものは富士山と道路の悪いのと粗税特別措置法だとまで言われているこの悪名高い

措置法につきまして、若干御質問申し上げます。

私はなぜこれほど措置法についてやかましく言いますかといいますと、いろいろの点でこれは話にならない。先ほど平田元次官が書いていましたように、もともと昭和二十年代の終わりに、外部からの陳情によってその場当たりにできた法律なんですか。

そういういきさつを持つている法律でござりますね。まず第一に不公平がはなはだしいということです。医者の不公正は言うまでもございません。私は弁護士でございますので三割も認められていません。医者は七割認められている。同じ自由業の弁護士と医者がこのように違うなどということは、これはもう問題にならない。それから、第二番目には、中小企業者はほとんど潤っていないということです。と申しますのは、日本の中小企業者は五十人未満の事業所をとらえてみますと、日本は全体の四〇%ですね。アメリカに一六%、西ドイツは一二%しかないわけです。圧倒的に中

小企業が多い。しかも、その中小企業の中でも、小でもない、いわゆる零細というものが圧倒的に多い。機械も持つてない、その他生産設備もほとんど持つてない、こういうものが圧倒的に多いのにかかわらず、ここにも大蔵省の資料がございますが、事項別分類としまして、まず一は貯蓄の奨励等、二環境改善等、三資源開発の促進等、四技術の振興等、五内部留保の充実等、こういういろいろの項目を挙げておりますが、この中で果たすけれども、そういうことと一脉通ずるような御意見で、恐らく中期税制のあり方を考えます場合などに、いまお話しののような中間所得者層についてどうするかというようなことについても大きな課題になるかと存じます。

○小倉参考人 これは先生の方がよく御承知で、私がお答えするのは実はおかしいのですけれども、原子力ないしは原子力発電についていろいろ考え方があり、基本的に違うような印象を持っています。したがつて、この税制につきましては、原子力発電の償却についての準備金などにつきましても、これは原子力発電についての基本的な考え方いかんによつて非常に違つてくる性質のものかと思ひますが、いずれにしましても、お話を聞いておりまでも、これは原子力発電についての国民感情といいますか、あるいは住民の反応というようなものが近ごろあちらこちらで大分やかましくなつておるようでござります。西ドイツあるいはオランダなどについてもそういうことを聞いておりますので、その辺は税制上これを一體どういうふうに纏りめるのかどうか、直ちに御返事はできませんけれども、この特別措置全体にわたる中で、ひとつ今後も研究、検討を重ねていく課題かと思います。

○大島委員 個々の内容についてただせば、すごくおかしなものが圧倒的に多いと思うのでござります。この特別措置は、あるいは先生はそういうお尋ねでなかつたかと思いますが、よく大企業だけが潤つておつて中小企業はあんまり縁のない法律ですが、こういうふうに理解されておるような傾きもある

いますが、時間の関係上これはまた後ほどいたしました。今度はいまの政策税制のほかに、非政策税制、つまり当然損金に落ちるのだけれども、余りにもひどいと思われるものが私は相当あると思う。法人税法施行規則による銀行の貸倒引当金、これは今度千分の五になるようでございますけれども、実際の貸倒率と比べまして、ゼロが一つ多いというふうな実情に対し……。(二つばかり多い)と呼ぶ者あり)二つ多い。しかも九月決算、三月決算の申告トップレベルにはほとんど銀行が出てくるというようなことでござりますね。こういうことにつきまして税調会長としてどういうふうに思われますか。

○小倉参考人 これはお話しのよなこともございまして、税制調査会でも、たしかこれは政令事項であつたかと思います。政令事項でございますが、昨年の答申で、審議の中での引き下げ方に

ついて政府に要請しておるということでありま

す。今回さらに、ことし下げるのも昨年の審議の

結果でございますが、なおこれまた過大ではない

かというお説がおありのようでございますが、今

後ともなお検討を重ねていく必要のあるものかと

思います。

もつとも貸倒引当金、都市銀行と地方銀行ある

ものは相互銀行、信用金庫と、それぞれ違いまし

て、その辺をどう考えるかということもございま

すし、銀行、そういう金融機関については一般の

製造業と違つた資産内容といいますか、そのよう

なこともございまして、信用の基礎を固めるとい

うことからいうと、やはりある程度の準備金とい

うものがないくては困るというようなこともござい

まして、その辺をどのように織り込むかといふこ

とは引き続き検討を要する課題かと思います。し

かし、一応千分の五にするという目標はそろそろ

達成されることになりましたので、その次の段階

の問題として検討をするということになろうかと思

います。

○大島委員 退職給与引当金につきましても同じ

ことが言えると思うのでござりますけれども、い

ういうふうに思われますか。

○小倉参考人 これはお話しのよなこともございまして、税制調査会でも、たしかこれは政令事項であつたかと思います。政令事項でござりますが、昨年の答申で、審議の中での引き下げ方に

ついて政府に要請しておるということでありま

す。今回さらに、ことし下げるのも昨年の審議の

結果でございますが、なおこれまた過大ではない

かというお説がおありのようでござりますが、今

後ともなお検討を重ねていく必要のあるものかと

思います。

もつとも貸倒引当金、都市銀行と地方銀行ある

ものは相互銀行、信用金庫と、それぞれ違いまし

て、その辺をどう考えるかということもございま

すし、銀行、そういう金融機関については一般の

製造業と違つた資産内容といいますか、そのよう

なこともございまして、信用の基礎を固めるとい

うことからいうと、やはりある程度の準備金とい

うものがないくては困るというようなこともござい

まして、その辺をどのように織り込むかといふこ

とは引き続き検討を要する課題かと思います。し

かし、一応千分の五にするという目標はそろそろ

達成されることになりましたので、その次の段階

の問題として検討をするということになろうかと思

います。

○大島委員 退職給与引当金につきましても同じ

ことが言えると思うのでござりますけれども、い

ういうふうに思われますか。

○小倉参考人 私は、この問題は法律案の観点か

ら十数年来主張しておりますのであります、全く

おつしやるとおりであります。

隠れたる補助金というのは一番悪質であります。

○北野参考人 私は、この問題は法律案の観点か

ら十数年来主張しておりますのであります、全く

おつしやるとおりであります。

隠れたる補助金というの

て、国民の目をこまかすのでありますので、憲法の

財政議会主義、憲法の八十三条、八十五条に違反

する疑いがあるということを年來主張しております。

つまり、目に見える補助金であれば国会の審

議を受けまして、国民の賛意を得て支給するわけ

ですが、隠れたる補助金は實質的には国会の審議

されてしましても商法上、企業会計原則上損金に

算入することは否定できません。しかし、それが過大であるとかなんとかいうのではなくて、けたが違うということをここで私は申し上げたいのです。これは政令事項ですから、もちろん政府側の責任も大きいにあるでしょうけれども。

そして最後に、先ほど申しましたように、これ

も私の私案でございますけれども、措置法は隠れ

たる補助金だと言わわれている。そこで、北野教授にお伺いしたいのでござりますけれども、隠れた

る補助金と正式の補助金、正式の補助金であるな

らば、たとえば毎年歳出予算に上がって、利子補

給幾ら、毎年国民の審議にさらされる。ところ

が、一たん税制でこういうふうに隠れたる補助金

をされますと、改正以外はまずまずそのまま国会

にあらわれてこない、国民の前にあらわれてこな

いということになるわけですね。そうしますと、

この隠れたる補助金である措置法というものは最

も質が悪い、税法上私はこう見るのでございま

す。それならばこの際不公正をやめて、公正にし

て全廃する。そのかわり必要であるならば、それ

を歳出の補助金に計上したらどうなのか。もつと

も全廃という言葉は訂正いたしますけれども、た

とえば少額貯蓄の利子等の非課税とか、こういう

一般庶民が潤うものは、これは本法に組み入れる

なり何なりしてその他は全廃するということで、

どうかということにつきまして、教授のお考えは

いかがでございましょうか。

○北野参考人 私は、この問題は法律案の観点か

ら十数年来主張しておりますのであります、全く

おつしやるとおりであります。

隠れたる補助金というの

て、国民の目をこまかすのでありますので、憲法の

財政議会主義、憲法の八十三条、八十五条に違反

する疑いがあるということを年來主張しております。

つまり、目に見える補助金であれば国会の審

議を受けまして、国民の賛意を得て支給するわけ

ですが、隠れたる補助金は實質的には国会の審議

されてしましても商法上、企業会計原則上損金に

算入することは否定できません。しかし、それが過大

であるとかなんとかいうのではなくて、けたが

違うということをここで私は申し上げたいのです。

○大島委員 退職給与引当金につきましても同じ

ことが言えると思うのでござりますけれども、い

ういうふうに思われますか。

○小倉参考人 これはお話しのよなこともございま

すいまして、税制調査会でも、たしかこれは政令事項

であつたかと思います。政令事項でござりますが、昨年の答申で、審議の中での引き下げ方に

ついて政府に要請しておるということでありま

す。今回さらに、ことし下げるのも昨年の審議の

結果でございますが、なおこれまた過大ではない

かというお説がおありのようでござりますが、今

後ともなお検討を重ねていく必要のあるものかと

思います。

もつとも貸倒引当金、都市銀行と地方銀行ある

ものは相互銀行、信用金庫と、それぞれ違いまし

て、その辺をどう考えるかということもございま

すし、銀行、そういう金融機関については一般の

製造業と違つた資産内容といいますか、そのよう

なこともございまして、信用の基礎を固めるとい

うことからいうと、やはりある程度の準備金とい

うものがないくては困るということもございま

して、その辺をどのように織り込むかといふこ

とは引き続き検討を要する課題かと思います。し

かし、一応千分の五にするという目標はそろそろ

達成されることになりましたので、その次の段階

の問題として検討をするということになろうかと思

います。

○大島委員 退職給与引当金につきましても同じ

ことが言えると思うのでござりますけれども、い

ういうふうに思われますか。

○小倉参考人 これはお話しのよなこともございま

すいまして、税制調査会でも、たしかこれは政令事項

であつたかと思います。政令事項でござりますが、昨年の答申で、審議の中での引き下げ方に

ついて政府に要請しておるということでありま

す。今回さらに、ことし下げるのも昨年の審議の

結果でございますが、なおこれまた過大ではない

かというお説がおありのようでござりますが、今

後ともなお検討を重ねていく必要のあるものかと

思います。

もつとも貸倒引当金、都市銀行と地方銀行ある

ものは相互銀行、信用金庫と、それぞれ違いまし

て、その辺をどう考えるかということもございま

すし、銀行、そういう金融機関については一般の

製造業と違つた資産内容といいますか、そのよう

なこともございまして、信用の基礎を固めるとい

うことからいうと、やはりある程度の準備金とい

うものがないくては困るということもございま

して、その辺をどのように織り込むかといふこ

とは引き続き検討を要する課題かと思います。し

かし、一応千分の五にするという目標はそろそろ

達成されることになりましたので、その次の段階

の問題として検討をするということになろうかと思

います。

○大島委員 退職給与引当金につきましても同じ

ことが言えると思うのでござりますけれども、い

ういうふうに思われますか。

○小倉参考人 これはお話しのよなこともございま

すいまして、税制調査会でも、たしかこれは政令事項

であつたかと思います。政令事項でござりますが、昨年の答申で、審議の中での引き下げ方に

ついて政府に要請しておるということでありま

す。今回さらに、ことし下げるのも昨年の審議の

結果でございますが、なおこれまた過大ではない

かというお説がおありのようでござりますが、今

後ともなお検討を重ねていく必要のあるものかと

思います。

もつとも貸倒引当金、都市銀行と地方銀行ある

ものは相互銀行、信用金庫と、それぞれ違いまし

て、その辺をどう考えるかということもございま

すし、銀行、そういう金融機関については一般の

製造業と違つた資産内容といいますか、そのよう

なこともございまして、信用の基礎を固めるとい

うことからいうと、やはりある程度の準備金とい

うものがないくては困るということもございま

して、その辺をどのように織り込むかといふこ

とは引き続き検討を要する課題かと思います。し

かし、一応千分の五にするという目標はそろそろ

達成されることになりましたので、その次の段階

の問題として検討をするということになろうかと思

います。

○大島委員 退職給与引当金につきましても同じ

ことが言えると思うのでござりますけれども、い

ういうふうに思われますか。

○小倉参考人 これはお話しのよなこともございま

すいまして、税制調査会でも、たしかこれは政令事項

であつたかと思います。政令事項でござりますが、昨年の答申で、審議の中での引き下げ方に

ついて政府に要請しておるということでありま

す。今回さらに、ことし下げるのも昨年の審議の

結果でございますが、なおこれまた過大ではない

かというお説がおありのようでござりますが、今

後ともなお検討を重ねていく必要のあるものかと

思います。

もつとも貸倒引当金、都市銀行と地方銀行ある

ものは相互銀行、信用金庫と、それぞれ違いまし

て、その辺をどう考えるかということもございま

すし、銀行、そういう金融機関については一般の

製造業と違つた資産内容といいますか、そのよう

なこともございまして、信用の基礎を固めるとい

うことからいうと、やはりある程度の準備金とい

うものがないくては困るということもございま

して、その辺をどのように織り込むかといふこ

とは引き続き検討を要する課題かと思います。し

かし、一応千分の五にするという目標はそろそろ

達成されることになりましたので、その次の段階

の問題として検討をするということになろうかと思

います。

○大島委員 退職給与引当金につきましても同じ

ことが言えると思うのでござりますけれども、い

ういうふうに思われますか。

○小倉参考人 これはお話しのよなこともございま

すいまして、税制調査会でも、たしかこれは政令事項

であつたかと思います。政令事項でござりますが、昨年の答申で、審議の中での引き下げ方に

ついて政府に要請しておるということでありま

す。今回さらに、ことし下げるのも昨年の審議の

結果でございますが、なおこれまた過大ではない

かというお説がおありのようでござりますが、今

後ともなお検討を重ねていく必要のあるものかと

思います。

もつとも貸倒引当金、都市銀行と地方銀行ある

ものは相互銀行、信用金庫と、それぞれ違いまし

て、その辺をどう考えるかということもございま

すし、銀行、そういう金融機関については一般の

製造業と違つた資産内容といいますか、そのよう

なこともございまして、信用の基礎を固めるとい

うことからいうと、やはりある程度の準備金とい

うものがないくては困るということもございま

して、その辺をどのように織り込むかといふこ

とは引き続き検討を要する課題かと思います。し

かし、一応千分の五にするという目標はそろそろ

達成されることになりましたので、その次の段階

の問題として検討をするということになろうかと思

います。

○大島委員 時間もございませんので締めくくり

ますが、隠れたる補助金は實質的には国会の審議

で、低成長の経済運営と景気調整減税という問題をまず最初に挙げられました。そのほか、長期に見るときの増税をどうするか、それから税の自然増収というものをどう配分するかという、さつと三点についてお触れいたいたいと思います。

○牛嶋参考人 先ほども説明いたしましたように、これから低成長経済の運営に当たりましては、これまでの支出政策と申しますか、公共投資だけではなくてやはり税体系にもそれなりの景気調整機能を持たせていかなければならぬんじやないかというふうに思つてゐるわけです。先ほど議論もありましたが、たとえば中期財政収支表を見ましても、その前提といふのは安定成長を前提にしているわけであります。そうなりますと、当然税体系に景気調整機能を持たせていかなければならぬならないわけでございますが、その場合、先ほどから今後の租税体系のあり方といたしまして、所得税がある間接税かというふうな議論がありますけれども、私はこれからは従来のそういう議論ではなくて個人課税、これは主として所得税でございますが、それと企業課税との税体系における構成の問題といふうな議論に移つていくんじゃないかというふうに思つてゐるわけです。

それで企業課税という場合には、單に法人税だけじゃなくて、私はもう少し広い概念を使っておりまして、先ほど出てまいりまして付加価値税も含めまして企業課税と言つておりますが、今後は直接税、間接税というふうな議論じやなくて、企業課税対個人課税といった形の租税論が展開されていくんじゃないかというふうに思つてゐます。

それと関連いたしまして、それじゃ税体系に景気調整機能を持たせる場合に、所得税である個人課税でいくのか、あるいは企業課税を通じて景気

調整機能を税体系に持たせていくかという議論になるかと思いますが、私は私見になりますけれども、三つの理由で長期的に考えた場合には企業課税を通じてこの景気調整機能を税体系に持たせていいたらどうかというふうに考えておられるわけですね。

その三つの理由と申しますのは、所得税の消費需要に与える効果よりも企業課税の投資に与える効果の方がどちらかといいますと強いというふうに考えられる点であります。それからもう一つは、現行の所得税に含まれております不公平な要因といふものは早急に是正していかなければなりませんけれども、本来的にはこの所得税というのは安定的な構造を持つておられる方が望ましいというふうに私は考へておられます。それからもう一つの点は、所得税の場合、今回のように景気を刺激する場合には有効であります。と申しますのは、減税政策でもつてそれを行つていくことはできるわけであります。今まで景気が過熱していつてそれを抑えていくというふうな場合、所得税の場合は増税政策をとつていかなければならぬのですが、その場合に果たして所得税における増税政策がとり得るか。それに対しまして企業課税の場合には、景気のそいつた動向に対しまりますけれども、私はこれからは従来のそういう議論ではなくて個人課税、これは主として所得税でございますが、それと企業課税との税体系における構成の問題といふうな議論に移つていくんじゃないかといふうに思つておられます。

○坂口委員 いまお聞きしました三つの理由、その中で所得税について安定的な構造ということをお先生おつしやいましたが、その安定的な構造を持つておられる意味を、もしよろしければもう少しつけ加えていただきたいと思います。

○牛嶋参考人 たとえばこれまでの所得税減税を見てまいりますと、ある場合には二兆円減税みたいなことをやつたりしておるわけでござりますが、私先ほども申しましたように、自然増収の中

いいのかという、そいつた自然増収の配分のルールといふうなものを考へてみますと、先ほども申しましたように物価調整減税的なことを私は考へておるわけです。そいつた物価調整的な減税のルールから申しますと、二兆円減税とか一兆円減税が過去に行われたときには物価の上昇以上に課税最低限の引き上げがあつたんじやないか、それが現在にまたツケが回つておるような感じが私はするわけありますと、所得税の課税の公正というふうなものを考えますと、やはり税の構造というのはできるだけ安定的な方が望ましいというふうに考えております。

○坂口委員 今回の一兆円減税の議論の中でも福田総理がよく指摘したことでござりますが、現在の状態の中で減税といふものを行つとそれが全部貯蓄に回つてしまふ、だから公共投資の方が景気刺激効果としては非常にいいのだという議論をなすつたわけであります。私も、現在の社会経済構造の中で、また現在の政策の中では減税をすれば、なるほど貯蓄に回るということもこれはうなづける一面あるわけでございますが、しかしハイの大きさが余りもう大きくなくなつた現在の低成長下では、福祉との絡みといふものが大きな問題になるだろうと思うのです。現在の福祉のあり方と税制の問題といふのは、これは切つても切れない一つの関係にあるといふうに私どもは考へておるわけでござりますが、現在の福祉体制といふものとそれから現在の税制といふものについてお考えがございましたら、牛嶋参考人と、それから小寺参考人も福祉局長をしておみえになりますので、御意見がございましたらおつけ加えをいただきたいと思います。

○牛嶋参考人 私、実はいま租税の今までの研究をちょっとまとめつておるわけですが、そのテーマといつたしまして福祉税制の財政学あるいは経済学といふうなタイトルをつけてみたいといふふうに思つておるわけでござります。福祉税制というのは何かといふことであります。私は税制を考え、税体系を考へていく場合に、いろいろな

判断基準があるわけでありまして、それはこれまで財政学者なり経済学者が租税原則といふ形で提起をしてきたわけでございます。それを整理していくと、先ほどから大島参考人から出ておりましたとて、先ほどから大島参考人から出ておりました議論も出てくるわけでございます。それからいま一つは、これはアダム・smithの時代から言われていることですけれども、最小限の税費の原則、できるだけ微税費を安く、そしてまた単純な形の税制が望ましいという考え方が一方ではあるわけでございます。それから、きょうの陳述の中でも申し上げましたように、税体系に対しまして、今後は景気調整機能を初めとしたいろいろな経済政策といふうなものが、その役割として課せられていくのではないか、こういうことであります。

ところが、この三つの判断基準を全部満たすような税目といふのは、先ほどからの議論の過程でも明らかかなようないわけでございます。一方の基準を満たす税目といふのは、また他方では非常に問題になる。たとえば、所得税を取り上げまして、所得税の中で課税の公正といふものを追求していくと、どうしても微税費が非常に增高していくと、どうして微税費が非常に增高していくと、どうして微税費が非常に增高していくといふふうに組み合わせていくか、そしてどれを優先的に満たしていくかということになるわけですから、これで、やはり從来の経済政策的な基準ではなくて、課税の公正といふものを第一に考へていかなればならない。そしてそのためには多少微税費がかかるもそれを実行すべきだというふうに思つておるわけでござります。福井税制と私は考へております。それを、先ほどは長期税制確立のための条件づくりといふうなことで表現

させていただいたわけでございます。

○小寺参考人 私の場合は、理論的なお話をよりもむしろ実際的な面から御説明することになると思います。

私が最初に申し上げましたのは、税制の中で、ある意味で目的税的な要素があつてもいいのではないか、その目的税的な要素というのをまさに福祉ということであつていいのではないか、こういふことを申し上げたわけなんです。

それは結局、われわれ労働大衆にしましても、税負担をする際に、たとえば弱者のために必要な税金が必要な部分として出ていくことであれば、比較的国民的な合意が得やすい。ところがそうでない方向、たとえば企業とか特別措置といふ方向に税金が多く使われていくと、どうしても国民的な合意といふものは得られない。ですから、国民的な合意を得るという方向で行きますと、福祉ということで出されていく面が、税制であつてもいいのではないかと考へて申し上げたわけですが、実は、具体的に私どもとしては非常に多様な作業をしておりまして、時間がかかりますので省略したわけですが、先ほど申し上げましたのは、私どもの作業の中のほんの一部で、たとえば障害者の場合でも、普通の障害者と特別障害者をどうするか、あるいは寡婦控除もありますし、老年は先ほど言ったように二つ、扶養の場合もありますし、老年者控除の問題もあります。それから、勤労学生控除の問題もありますし、視覚を変えますと、たとえばいま住宅控除というのがありますが、財形と住宅控除ということを考えますと、法律で労働者の財産形成を図るべきであると言ひながら、片一方では財産形成が目減りをしておる。にもかかわらず住宅という長期のもので、七年ぐらいでも、一〇〇%とすると、これは単年度にしますと二%にもならない。そうすると、住宅控除を引きましても、それから利子を足して相殺をしましても、長期には財形にならない。そういうところは非常に問題がある。そういうことをもつと福祉税制できちつとらえるべきじやな

いですかということを実は言いたいわけです。

○坂口委員 そこで小倉参考人にもお聞きしたいわけでございますが、先ほどからいわゆる中期税制の議論の過程の話が幾つか出されておりまし

て、お聞きをしたわけでございます。私も最終的な結論のパンフレットは拝見をしておるわけでござりますけれども、その過程でどういうふうな御議論をなすつているかということについては、私は読ませてもらつていない一人でございますので、あるいはその辺のこと、大変幼稚な質問になるかもしれませんけれども、お許しをいただきたいと思います。

今後の税制を考えていきます場合に、いま申しましたように低成長下で、しかも福祉面を充実させいかなければならぬという一つの命題があると私は思いますし、また、政府の出しております昭和五十年代前期経済計画の中にも、程度の差はございますけれども、そのことの主張がございまます。

そこで、先ほども今後の税制のあり方について、現在存在いたします税制の改革を中心に行なか、それとも現在あります税制の改革ではもういかんとも仕方がない、現在の税制以外に新税を考へて、そこに財源を求めていくか、税制面から参りますと大きく分けてそういう二つの議論があるだらうと思うのです。そこで、私先ほども申しましたように、まとまりましたこのパンフレット等を読ませていただくと、最終的な結論だけしか出てないものですから、その辺の議論が中間でなされてゐるのかどうかということがわかりにくいわけであります。先ほど小倉参考人から付加価値税等のお話をちよつと出しているわけであります。そのための税調におきます議論の過程におけること、あるいは小倉参考人御自身の御意見になつてもいいと思うのですけれども、どのような議論がされているかということを少し承りたいと思いま

存の税目をどうするということ、それを中心にし

て、たとえば所得税についてもう少し累進税率を上げたらどうかとか、一千万円以上の所得のある人については附加的な所得税をお願いしたらどう

かとか、こういった種類のものと、現在の税制でないけれども、新しい税目を立ててみるというようなことはどうか、こういう両方ございまして、中期税制のあり方としてはこの両面にわたつて審議をいたしておるわけでございます。

したがいまして、所得税、それから住民税もありますが、法人税、それは現在あるわけでございま

すが、現在ないものとしては、いまお話しのようなたとえば付加価値税その他の一般的な消費税、あるいは富裕税、あるいはどういうふうに観念したらよろしいのですか、土地の再評価税と

か、もつと広げれば資産再評価税というようなこともあるかもしませんが、そういった新しい税目について考へてみると、あるいはそういう税目と関係なく、たとえば、さつきもちょっと似たようなお話を出ていたかと思ひますが、景気調整税制

といふようなものを考えたらどうかといったようなこともございまして、景気の浮揚したときは少し税金をいたしておいてためておくといいますか、不景気のときは税金は下げる、あるいは税金がよけい集まつたときにためたものを景気の悪いときを使つて使うということによつて景気の刺激を図る、こういつたような意味での景気調整の税制といいますか、そういつたようなことも含めましていろいろ審議をいたしてきたわけです。まだ、所

いまで深く論議いたしておりません。むろんこれは企業税というようなものが中心になつての景気の調整ということを考えるだらうと思いますが、しかしほかの税目について考えられぬこともないわけでござります。ただ、減税ということだけで考へれば、いまはちょっととくあいがいいような感覚もいたしますけれども、考え方としましては、景気のいいときはたくさん税金をいたして、それがわり景気の悪いときは税金を圧縮する、そしてまた景気のいいときにためた金を使つたからといって上げるということにはなかなか

いわゆる企業課税の中で主に調整機能を果たすべきというお話をあつたわけであります。税調においての議論の中ではどうですか。やはり企業課税を対象としての話なんでしょうか。それとももう少し全般に広げての話なんでしょうかと

いふとお聞きしたいのが一つ。
それから、この景気調整減税ということは、これが行き上がるかできないかは別として、今後非常に議論的になる一つのテーマではないかと思うわけであります。できるならばこの議論をより発展をさせていただきたいとも思うわけであります。今後のスケジュール等で問題になりそうかどうか、その辺のこところをもしもお聞かせいただきたいとお聞かせいただきたいと思いま

す。

○小倉参考人 景気調整の税制のあり方について、まだ深く論議いたしておりません。むろんこれは企業税というようなものが中心になつての景気の調整ということを考えるだらうと思いますが、しかしほかの税目について考えられぬこともないわけでござります。ただ、減税ということだけを考えれば、いまはちょっととくあいがいいような感覚もいたしますけれども、考え方としましては、景気のいいときはたくさん税金をいたして、それがわり景気の悪いときは税金を圧縮する、そしてまた景気のいいときにためた金を使つたからといって上げるということにはなかなか

いわゆる企業課税の中で主に調整機能を果たすべきという非常に結構なような話なんでござりますが、下げる方はいいけれども、さて景気がよくなる。それから、そういう措置をするということは、租税は法律で決めるというたてまえがある、それを、上げたり下げたりするのを行政当局にあらねのじやなかろうかという御議論があつたからといって上げるということにはなかなかすぐならないのじやなかろうかという御議論がある。それから、そういう措置をするということは、租税は法律で決めるというたてまえがある、としましてはドイツに似たような制度があるよう

でござりますが、この運用を見ると、どうもそぞまくは運用されていないのではないか、こうい

○小倉参考人 お尋ねでございますが、中期税制に關係することだと思います。税制について既

整減税の話が出まして、牛嶋参考人の場合には、

うような紹介などもございまして、なお十分検討を要する事項になつておるようなことがと思います。まだ結論は得ておりません。

○坂口委員 法律化するかどうかの問題は、法律の中でも私はやつていけると思うのですが、その点、北野参考人、何か御意見があればお聞かせいただきたいと思います。

○北野参考人 税税方式の問題ですね、それに限定して申し上げますと、やはり政令、省令でやるわけにいきませんので、これはきちっと法律で、

国会の審議を受けてやるということでしょうね。
○坂口委員 引き続いだ小倉参考人にお聞きをい

たしたいと思いませんか先ほど宿在税制という言葉を牛嶋参考人がお使いになつたわけであります
が、税調でいろいろ御議論をなさいますときには

もちろん税制調査会でありますから、もううの方の議論が主であることは、当然でございますけれども、一例、「見正の才質の使つし方」、「つかる予算の丸

しかし現在の財源の供給が少しあるに至る。算の導入を行なうそちらの面も、これはうらはらござりますから、やはりこの現実をながめての税制でな

ければならぬと思うわけであります。その辺のところ、たとえば現在の福祉面なら福祉面のおくれ、そういったものをどう反映させるかというよ

うな議論もなされているのかどうか。
それから、もう少し具体的に言いますれば、た

とえば年金なら年金という問題がございまして、年金制度も幾つかにばらばら分かれておりまして、本化されておりませんけれども、その年金制度を

充実させていきますために、たとえば一般会計の中からそこに繰り入れるという行き方のときの税

制と、そうでなしに、それはもう全然関係なしに、ただ積み立てだけの、別途積み立てた中の年金を育てていくべき場合など、これはおのづから

税制にも影響してくることだと思うわけであります。その辺の議論は税制調査会の中ではなされてい

るかどうか、ひとつお聞きをしたい。

THE JOURNAL OF CLIMATE

○小寺参考人 私どもが申し上げています勤労者の課税軽減の問題といいますのは二つありますて、これは片一方だけを切り離すという性質では

なつていなゐわけですかけれども、一つは先ほどの議論で出ておりましたように、給与所得控除率の

引き上げということ、これは当然考えてもらう必要があるのじやなかろうかということで、いろいろ別途財源から考えましても、大体中所得層辺り

含めて一〇%くらいの控除率引き上げを行つてもらつたらどうだらうか。」こういふことが一本ござります。

います。それに加えまして、実は所得控除よりも課税控除にすべきではなかろうかということを、むしろ人的控除の方向から申し上げておるわけですが

す。この人的控除の方向で課税控除に切りかえていただきますと、先ほどの給与所得控除をよけきります。

しても、大体一番手厚く修正がされますのが五百万ぐらいなところでありますし、それに次ぎまして六百万から三百万、この範囲の課税額がかなり

低くなつてまいりまして、しかも上にいくほど、たとえば七百万ぐらいにいきますと一挙に低減額が半減して、二、三うなぎ直によります。そこで

で、私どもは上薄下厚の累進制を高めるといううためにはこうした所得控除よりは課税控除の方が効率的であるとおもつて、この問題を解決するうえで参考にならう。

当ではないのですかということを申し上げておるわけであります。これが入った事情も、実は税金を大きく安くしておりますよ」と、うなじで、そろ

を少し譲り大化するために課税控除であつたものをわざわざ所得控除に引き上げて、たとえば課税控除

除で二万円ですよ」と非常に小さい、ところが所得控除で二十六万円ですと言いますと高く聞こえる、そういうな少々政治的な意図がまた

くは感じられます。そうではなしに、真にそ
た人的控除を所得階層のために考へるとしたならば

は課税控除の方を妥当ではなかろうか、こういふことを申し上げておるわけです。

そういう意見が出ましたが、税調はこの辺の問題はどういう角度から論議しておられますか。
○小倉参考人 所得税につきまして、特に給与所得になると思いますが、税額控除を導入したらい

うかという御意見、これは税制調査会でもございました。特に五十二年度の所得税減税については、その方がいいのではないかという御論議は税制調査会でもございまして、大分論議をいたしたのでござります。ただ税制調査会では、減税といふことを考えます場合に、一年こつきりの減税ということはまず一つは考えなかつたのであります。したがいまして、現在の所得税の組み立て方は所得控除にもなつておりますので、その所得控除の上にさらに今度は税額控除をくつつけるということになると、異質なものがくつつくことになる。将来一体どつちに税制を持つしていくのだろうか、所得控除でいくのか、税額控除でいくのかといふことも不分明なままに恒久的な制度に入れることはともも早急には間に合わない。早急に間に合わせないと申しますのは、どつちによるかによつて、無論先ほどお話しのような見込も違いますけれども、同時に所得階層に及ぼす影響も違う。したがつて累進に及ぼす影響も違つてくるというようなことがありますので、その辺を深く検討しなくては、早急の間につぎ足しをするように税額控除で所得税の減税をするというのは適当ないだらう。今後慎重な検討には値をする、こういうような結論であつたわけです。

ために国税庁側、大蔵省側はいろいろなことを言つていますが、生活あるいは仕事をするにつついて、大蔵省は百配慮しなければならぬとすればどうの程度配慮していると思ひますか。どの辺に矛盾があるとお考えですか。

じ力屋参考人 私はそういうふうな感想であります。つまり、大蔵省のお役人と個人的に話をしますと、それはそうだといふうにおおしやるわけですよ。ところが、大蔵官僚というのは、集団の場になりますと徴税技術が先行する、そして個というものは埋没してしまって、私はそういうふうに思います。これは、日本人の中に個の尊厳をもとめようとする個人主義を言つてゐるわけではないので、あくまでも、やはりそういうような核になる個といふもののが尊重の仕方が、そういう哲学が欠けていると思うのです。確かに大蔵省のお役人の方は優等生であります。ただし、天才とか秀才といふのは余りいらつしやらないのではないか。優等生ですから、どうもそういうふうになりがちであります。そういうところがみごとに抜けている。だから、何だかわからないのですね。給与所得控除なんて言つたつて、それじや答えてみなさいといふふうに裁判で言つても、ころころ変わるので、みんな含まされているのだと言つてみたり、わからぬ。そういうふうに私は感じております。

○永末委員 私も、所得計算で所得控除する場合に、いろいろな必要経費がどうかということが問題だと思います。たとえば野球の選手は身体強健でなければならぬ。こういうことが前提になりますと、リボビタンDを飲んでも必要経費に入る。サラリーマンも病気してはたまらぬがらリボビタンDを飲んで、入るかといふと入らぬわけですね。そうすると、同じ人間でこの社会で生活をしておりながら、大蔵省的判断の物差しに当てるとなれば片方の人間は必要経費であり、片方の人間は入

らぬか。給与所得控除の中に当然リボビタンDを入つておるかどうか知りませんけれども、もう少し具体的に、日本の経済を支えている大部分の人間がサラリーマンだとするのなら、その生活の実態に即して必要経費部分といふものの考え方を導入すべきではなかろうか。私もよくわかりませんが、給与所得控除、基礎控除とどこからどういうそろばんをはじいたかわかりませんが、昔できたものを毎年いろいろな要望に従つて一万円とか二万円とか三万円とか引き上げてきておるのが現状でございまして、もう少し理論的にこれを考え直す必要があるのではないかわからぬかと思ひますが、大島さんはどう思われますか。

○大島参考人 私、そのとおりだと思います。マスでとらえる、集団として人間をとらえることでも必要なんでしょうけれども、そうじやなくて、集団は個の集合体である、そういうふうに私は考えてほしい、もう少し人間論の勉強をしてほしい、こういうふうに思つたのです。

私、これは大蔵省の方にこつそり聞いた話をなんですかれども、エリート官僚というのは、たとえば社会福祉施設なんかでも無料のところを余り見せない。あれを見ると興奮して予算を削られなくなるのだというようなことを私直接に聞いて、そうかな、えらいもんだなと言つてびっくりしたことがあるのです。つまり、私はもう少し人間として見てほしい、訴えたいところはそういうところなんです。やはりそういうところでは興奮してほしいのです。

○永末委員 税金を取る場合には、所得あるところ税ありみたいな感じでどうもお役人は税を取つておるのはなからうか。人間として見ますと、たとえば先ほど小寺参考人が申しましたように、労働未成熟者の問題、われわれが昔々学校で勉強しましたときは、税金を払う、税金の使い方にについて政治に参加してきたのが歴史、いわゆる民主政治の始まりだと教えられましてそら信じておるのですが、わが国の労働未成熟者はすぐに税金は取られますけれども政治に参加していない。人間の

●小寺参考人 同盟としましては、勤労未成年者控除というものを当然勤労学生との関係もあって新設すべきだ、もう一つ、参政権の問題がありますて、選挙の方の一票を投するのは二十歳からといたことになりますから、その間は、女の子は十五歳から仕事をして、そして勤労所得税を払っている、もしも十九歳ぐらいで四年でやめますと、政治参加をしないで税金だけは四年間納めて下がる、こういう問題があります。ただし、税制の方へこれを持ち込むとややこしいというふうに思いまして、実は遠慮をして、むしろ十八歳まででなければ一票を投げる資格を与えないといいう法律改正を望む、十八歳以下については控除をはつきりしなさい、こういう方向を打ち出したいぐらいに実は同盟としては考えております。

○永末委員 いまの問題について、税調は議論として取り上げられたり、あるいは取り上げようという御意見はございますか。小倉参考人。

○小倉参考人 最近は特にこの問題は取り上げられていないと思いますが、いつも所得税の課税最低限を論ずる場合に、夫婦と子供二人というが基準であります、夫婦と子供二人といふこととか、独身の特に勤労者の場合はどうであるとかあるいは寡婦はどうあるかといふようなことがいつも議論になりまして審議されてることは事実でございます。同時に、特休勤労未成年者について、投票権の問題もあるようございます

が、それは税制調査会としては一応別にしまして、他の所得階層と比べて特に不公正なことになつておるということござりますれば、これは恐らく審議対象にすべきことであろう、こう存じます。

○永末委員 この源泉徴収の制度が導入せられて以来、いわゆる源泉納税者というものは知らぬ間に取られているわけですね。しかし、民主国家の基本的な、国家と国民の関係を結びつけている最も重要なものはこの税金ですね。やはり納税者が国を支えているんだ、この意識を持ったときにその民主主義は私は強くなると思う。それを一番弱めているのはこの源泉徴収システムですね。そのための際立った例が、いまのように税金は払わされておるけれども国の政治には無関係だという勤労未成年者の問題。私は、いま小倉参考人が、課税最低限の議論をする場合にこの問題も入つてくる、こうおっしゃつたが、その見方が問題じやないか、つまりお金の分量だけのことをやつておる。そうじやなくて、やはり税調というのは国的基本に関する問題を扱つておられるんだから、そういう角度から問題の提起をしてみる、そういう議論をしてもらえないものでしようか、いかがでしょう。

○小倉参考人 これは、そういうような納税者と政治参加とという関係については非常に重要なことでございまするから、もちろんそれの方はそういうことも含めて審議されておるのかと思いますが、直接政治参加と税金の関係をどうするということまでは深くは余り審議したことがないのじやないかという気がいたしますけれども、これは私が関係していないときにあるいはそういうことが議論されたのかもしれません。

お話の趣旨は、恐らく納税者は納税者としての意識を持つような税制なり徴税の仕組みを考えたらどうか、知らぬうちに税金を納めておるようなことになつておるらしいというのでは困るじやないか、こういう御趣旨のように拝聴いたしたわけでござります。

これは先ほどからも御議論ござりますようにならぬかむずかしい問題でございまして、なるほど国民として納税者としての意識を持っていたために、申告をし、そして申告の結果どれくらい税金がかかるのだということがわかつて、そして税金を納めるというようなことがはなはだ民主的で納税者あるいは国民としての意識もいいようになるということ、これは私もそのように思いましたけれども、他方、それによって今度は税金を納める方がどれくらい手数がかかるか、あるいはまた、税金をもらう方がどれくらい手数がかかるかというようなこともありまして、なかなか早急に、私、皆さんの御意見のようになつて納税者意識高揚あるいは自主申告というのがいい、源泉徴収は困るのだ、こういうふうにすぐにはどうもいかないような気が実はいたすのであります。

○永末委員 私はいさゞぐに源泉徴収をやめて申告納税にせよと言うておるわけではないのでございまして、つまりわが国における納税意識の問題、逆に言えば脱税の問題も、これはいまのようないい種類の税金には余りないので、そんなこいつの税金には余りないので、そういう意識があるということは、やはり国を支えているのはおれたちなんだ、それは何でストレートにやつっているかと、税金でやつっている、こういう気持ちを持たなければならぬ。大島裁判といふものは、サラリーマンの側における国民の国家意識の目覚めだとぼくは思つてゐるのですがね。そういう問題だと思うのです。

さて、時間がございませんので、最後に小倉参考人に承りたいのですが、減税より増税を考えねばならぬ。増税というのは国民のこういう社会層の中でもういうものが担税能力があるとお考えなんですか。増税と言われる限りは、ここに担税能力があるとお考えだと思うのですが、どういものなんでしょうか、その担税能力を持つておるところは。

○小倉参考人 これは深くまだそこまでは私個人としても税制調査会としましても検討はいたしておりませんが、一部——一部と言つてはこれは失礼になるかと思いますが、たとえば企業課税とい

うようなものはもう少し厚くして、そちらの方から相当税金がいただけるんじやないかという御説もあるわけです。これは恐らく企業によつてもいろいろ違いまして、こういう景気の状況ですか、非常にいい企業と赤字で何ともならない企業といろいろあります。一律にはまいりませんが、企業の中にはなお負担にたえる、さらに重い税負担にたえるものがあるということは、これ是否定できないと思います。

それからまた、今度は所得税でございますが、

所得についても、一般的に所得税の負担を増税するということについては、これは恐らく国民の全体の方、賛成をされないと私は思いますが、それからまた、所得税について諸外国と比較してみると、まあ諸外国と比較するのがいかどうかわかりませんけれども、欧米諸国と比べると、日本

の所得税の負担は日本の国民所得の水準と比べてどうも高くなり、むしろ低いんじやないか、そういうようなことが役所の関係の資料で、これはごまかされちゃいかぬというおしかりを受けるかもしれませんけれども、そういう資料もございます。そこで増税を考えられる場合に、増税に応じていただけるところがなさそうだというわけにはいかない、どうもあるんじやないかという構えでもつて、多少は無理してでもあるんじやないかといふ構えでもつて事態を調べ、この財政の難局の解決に多少とも寄与できるようにする、これが大筋としてこの二両年の税制調査会の役割りじゃないか。これは国民の皆さんから恨まれる役割りかもしませんけれども、どうもそういうふうな運命にいまの税制調査会の諸先生方はなつておるんじゃないかなという気が実はいたすのであります。

○永末委員 税制調査会が運命論にまで立ち至りましたが、本日はありがとうございました。

○小倉委員長 荒木宏君、

○荒木委員 参考人の先生方には大変御苦労さまざでござります。きょうは、それぞれのお立場から

貴重な御意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

せつかく伺いました御意見が聞き流しになりますが、お述べいただきました御意見の中に、

税制調査会の委員さんの構成について、憲法学者あるいは税法学者の委員さんが少ないのでないか、こういう御意見がありました。専門委員の先生の中にはそういった方もいらっしゃるかのように思いますが、私も委員さんの御経歴はつまびらかにいたしましたけれども、しかし、第一部会、第二部会、三十名の委員さん方の中には確かに少ないというふうな感じがいたしますので、大蔵省の方でその点参考人の御意見をしかと踏まえて、直接の庶務所管は総理大臣官房審議室であります、責任者の方に、^{連絡}に沿うよう検討方を取り計らう用意があるかどうか、伺つておきました

いと思います。

○梅澤説明員 ただいま荒木委員御指摘のよう、税制調査会は、調査会令によりまして、委員は内閣総理大臣の任命事項になつております。

現実に、現在、御指摘のよう、専門委員の先生の中に幾人か法律関係の先生に御参加願つてゐるわけでござりますけれども、先ほど申しましておられた法律学者の委員を加えるべきではないかといふ御審議の経過は私ども拝聴いたしておつたわけでござりますけれども、先ほど申しましたように、内閣総理大臣の任命にかかる事項でもございますので、私ども事務当局が本日ここできちんと責任を持つたお答えをする立場にないといふことは御了承賜ることにいたしまして、当委員会でそういう議論の経過があつたということは、関係部局に伝達をいたしました。

○荒木委員 本年の十月が任期と伺つておりますので、せつかくの御意見、審議が具体的な形で生きて、北野参考人にお尋ねをいたしましたが、憲

法論の立場からの税制論議、こういった御意見を伺いました。不公正税制の是正ということにつきましての憲法論的な意義と申しますか、あるいは論拠と申しますか、もし補足してお述べになることがありますので、どうしても法律論理を大事にいたさ

たいと思います。

○北野参考人 時間がありませんので簡単に申し上げますと——どうも法律論といふのは長くなりますが、もしご存じますか、もし補足してお述べになることとがございましたら、御意見をお聞かせいただきたいと思います。

アダム・スミスの昔以来、租税原則として平等原則と言はれております。もつとも、平等原則と申しましても、ワグナーの場合とスミスの場合は違うのでありますけれども、もっぱら財政学のレベルで從来言はれてきましたが、私は、日本国憲法のもとでは、應能負担とか平等原則といふのは憲法上の原則であるということを二十数年来主張しております。憲法十四条の法規範的意味として應能負担という原則が出てくる。これは明治憲法にはできなかつた概念でありまして、新憲法によって初めて構成できる概念である、こういうふうに考えておりますが、不公正税制を是正すると、まさにその憲法の平等原則であります。應能負担の要請を満たすことになる、こういうことになつてきますので——住民税の問題をきよう申し上げようと思つたのですが、住民税は所得と違つたのだ。ですから、所得税の課税最低限よりも住民税の課税最低限が低くなつてもやむを得ないので、むしろその方が住民税の應能課税といふ考え方でいつて望ましいのだといふ考え方を自ら議論では言つておりますけれども、これは間違つた議論であります。その議論は憲法のどこからも出できません。憲法は、國税、地方税含めまして應能負担、能力に応じて平等であるということを要求しておりますので、これは國税、地方税問わないわけでありまして、仮に地方税で負担分任ということを考える場合には、憲法上は、能力に応じて負担分任すればよろしい、こうしたことでありますので、住民税についての均等割の思想で

あるとかその他、所得と違うのだという議論は憲法上全然出でこないということを申し上げたいと思います。

それから、不公正な税制を是正するということは、さつき大島委員からも御質問がありましたときに申し上げましたように、日本国憲法が最も強調しております国会の財政に対するコントロール、財政議会主義あるいは財政立憲主義、この考え方からいきましても非常に大事な問題でありますし、贋れた補助金という形で租税の優遇措置を与えるということは、これはまさに憲法が要求しております財政議会主義を放棄しているということでありまして、国会の国権の最高機関といふその観点からいきましても大変な問題である。ですから、不公正税制を是正することは財政議会主義の復権であるということにもなります。

それから、憲法二十二条の商業の自由、これは権力からの自由ということではありますけれども、ある市民的な、古典的な商業の自由の概念に従いましても、実は、巨大企業に対しまして本来るべき税金を取らないということは、憲法の予定する商業の自由の侵害である。つまり税制の面から企業の独占化、寡占化を促進するということでありますし、これは独占禁止法を待つまでもなく、一連の経済立法の考え方反対でありますし、憲法論上、古典的な憲法二十二条の考え方にも反する。つまり権力が巨大企業のステータスを税制の面から補強している、企業の寡占化、独占化を助成している、そういうことでこれは憲法二十二条の観点からも問題がある。それから、地方税のレベルにつきましては、不公正税制というものは、憲法九十二条、九十四条の自治体の財政権を侵害する、そういう観点からも憲法理論的には考えられる、こういうことを申し上げたいと思ひます。

○荒木委員 どうありがとうございました。

そこで、そうしたことも踏まえて、実際の訴訟という形態を通して不公正ということに垂直的な問題提起をされました大島参考人にお尋ね申し上

げたいと思います。

先生の提起されましたあの訴訟につきましては、社会的にいろいろな方面から反響が寄せられたと思うのでございますが、御印象に残つております特徴的な各界各層の意見なりを御紹介いただければありがたいと思います。

○大島参考人 私が一番はつと思ひましたのは、

国税局関係のお役人から来た投書でございました。これは名前はわかりませんけれども、決してだれかが、たとえばどこかの商社の人が協議団という名前を使ってよこしたとは思えないのであります。

これはどの地方から来たのかというのを申し上げますと、後でその人が非常に不幸になられると困りますので申し上げかねますけれども、こういうのが何となくありましたか、五、六通あつたの

お問い合わせ申しあげかねますけれども、こういうのが何となくありましたか、五、六通あつたの

お問い合わせ申しあげかねますけれども、こういうのが何となくありましたか、五、六通あつたの

お問い合わせ申しあげかねますけれども、こういうのが何となくありましたか、五、六通あつたの

お問い合わせ申しあげかねますけれども、こういうのが何となくありましたか、五、六通あつたの

お問い合わせ申しあげかねますけれども、こういうのが何となくありましたか、五、六通あつたの

ますが、同時に、そのときどきにおける政策課題、そうしたこととの関連もまたきわめて重要で

あります。ところですが、資源有限時代ということを繰り返して指摘をされておられます。私は税制と資源問題、資源分配機能ということが税の持つ機能の一

つとしても指摘されておりますけれども、主たる問題は資源政策、エネルギー政策として論じられるところがあります。同時にしかし、税制度の持つ資源との関連ということもまた看過できない側面を持つておると思うのです。

従来そうした場合に、省エネルギーあるいは資源というような政策目的のもとでの優遇税制、優遇と言いますよりも誘導税制と言いますか、抑制税制と言いますか、そうした間接コントロールがとられておったように思うのですが、ただ経過を振り返ってみると、たとえば償却制度一つとりまして、御承知のように昭和三十六年には平均約二〇%の期間短縮、三十九年に同じく二〇%、四十一年には建物中心に一五%、四十三年に五%、四十年には四十七年度を除きましてはホテル業などを中心にいたしまして同じく約一五%，四十三年以降は四十七年度を除きましては、う歴年短縮ということが続けられてきました。大体概数でありますけれども、十数年前に比較をしてほぼ半分以下に短縮をされている。その上にまた特別償却という制度が、ずいぶんとふえてまいりました。私、先日調査をして一覧表をつくつてみてびっくりしたのですけれども、そうしたこの特別償却が、あるいは普通償却の短縮が、なるほどその都度個々の問題につきましては政策目的ということで部分的には整合性はあると思うのです。しかし全体として見まして資源浪費ということに大きく結びついている面はありはしないか。浪費というのが一方的な言い方だという説が

あるとしますならば、そのことが早期取りかえ、つまり機械設備、資産の早期取りかえというふうな面から、今日資源有限というふうに政府が言つておられるごとに照らして非常に大きな関係があ

ると思うのです。御案内のように日本経済調査協議会では、こうした耐用年数を一〇%、二〇%、三〇%延長すればLNGあるいは原油がどのぐら

い節約できるかというふうな試算も進められておりまして、また特別償却の面でもそうしたことが大きいに見えようかと思います。

そこで、税制調査会におきましても、そうした側面からひとつ論議を深められることがいまの経済情勢、社会的な要請、また政府みずからが表明をしておられるところにもいささか沿うゆえんではないかと思うのですが、ひとつ御存念を伺いたいと思います。

○小倉参考人 別に総理が言われるからというわけでもございませんけれども、確かに省資源あるいは資源を循環して使う、リサイクリングといつたようなことが必要な時代にもうすでに入っておるわけでございまして、省資源なり資源の有効な利用とこうことについて税制上寄与できるというふうなことでございますが、いまお話しのように、耐用年数を延ばすとかあるいはものによっては短くするとかいろいろあると思いますが、十分これは今後の税制上検討をする事項かと存じます。

○荒木委員 そこでもう一言関連して伺つておきたいのですが、従来の手法でありますと、省資源、省エネルギーという目的、政策課題のため、たとえばそれに沿う設備、機械に特別の措置をとる、こういう手法がかなり一般的であつたかのようになります。特別償却の問題が論じられる都度、それぞれ個々の政策目的はあります。しかし、おおよそ掲げられる政策課題のない時代といふのはないのあります。そうしたものが掲げられない政治というのもまたないわけでありますから、個々の政策課題といふことをその都度、中身は変わりますけれども、掲げていき、それに特別の措置をとるということは、なるほどミクロ的には整理合理化ということは行われていきます。あるいは少し縮めたりあるいは標目を変えたり。しかしながらとしますと、中身変われば特別

の措置 자체は変わらず、むしろふくれるといったようなことで、そうしたことについては、これは無利子の援助金とかいろいろなことが言われておりますけれども、統けば、つまりエンドレスに統けば、もう実質的には免税と同じことで、決して繰り延べということにはならぬわけであります。先ほど参考人がおっしゃった、「昨年でございましたか、整理合理化、またその後引き続いて進められておるということありますけれども、同時に、いま申しましたような観点で、マクロ的にどういう効果を及ぼしていくかということを、少し時代もさかのぼって、高度成長と言われた時代の十数年ですね、ちょうど転換とも言われておるわけでありますから、そうした論議もひとつ税制調査会で進めていただく必要もあるのじやないか、こう思います。

時間の関係がありますので、その一点と、もう一言、同時に、先ほど例として償却問題、特別償却含めて申し上げましたが、これらの物価への影響、言うまでもなくコストを構成しておるわけであります。それもまた一つの討議部門として取り上げていただくことも必要なことではないか。試算によりますと、減価償却費、五十年度で資本金一億円以上の分が約四兆四千億でございますが、そうした償却費用の低減によってコストの引き下げになるということは、筋道から言えど御理解をいただけると思うのであります。もちろん全体の景気との兼ね合いがありますし、それから実質的に企業増税になることについての幾つかの論があることは十分承知しておりますが、いま申しましたマクロ的にひとつ特別の措置を見直すといふと、それから物価との関連もひとつ十分吟味していただくということについてお考えを伺つて質問を終わりたいと思います。

○小倉参考人 お話をのように高度成長時代から安定成長といいますか、低成長時代に移り変わるということになつてきただけでございますので、恐らくこれはいろいろこれまで政府で講じてきた経済政策について、財政支出の面からあるいは収入

の面から両面にわたつて検討しなければならぬことがあります。ただいまお示しの償却費についても個々の機械設備を指定してこれについては特別償却を認める云々というようなことが従来の特別措置の指標であつたかと思ひますが、お話をのようにマクロ的に償却の問題なんかでもいまの安定成長に移るときにいかにあるべきかというようなこと、そしてまた物価問題のやかましい折から、物価問題にも寄与するにはどうしたらよろしいかということは、確かにこれから十分審議検討すべき事項かと思います。

○荒木委員 時間が来ましたのでこれで終わります。どうもありがとうございました。

○小淵委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、御多用のところ御出席の上貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。次回は、来る二十一日火曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十二分散会